

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月29日
【事業年度】	第15期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【英訳名】	Japan Investment Adviser Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白岩 直人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート 西館21階
【電話番号】	03-6550-9307
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉本 健
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート 西館21階
【電話番号】	03-6550-9307
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉本 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (百万円)	5,913	8,568	15,036	16,647	17,707
経常利益 (百万円)	2,240	4,176	7,235	7,184	6,064
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,390	2,726	5,025	4,555	3,831
包括利益 (百万円)	1,489	2,671	5,116	4,763	3,637
純資産額 (百万円)	6,756	14,255	32,080	36,256	39,085
総資産額 (百万円)	28,195	66,015	106,776	158,879	112,170
1株当たり純資産額 (円)	276.44	526.33	1,077.87	1,208.99	1,294.62
1株当たり当期純利益金額 (円)	59.08	107.12	175.91	153.11	128.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	56.53	102.93	171.23	150.19	127.05
自己資本比率 (%)	23.9	21.5	30.0	22.7	34.7
自己資本利益率 (%)	32.1	26.0	21.7	13.4	10.2
株価収益率 (倍)	30.39	29.45	17.53	9.89	10.40
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11,469	23,085	23,006	20,670	24,024
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	250	2,806	1,850	1,771	1,727
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,901	30,749	33,700	38,983	37,054
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	6,660	11,484	20,292	36,239	21,377
従業員数 (人)	60	93	145	178	194
(外、平均臨時雇用人員)	(4)	(6)	(9)	(9)	(6)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 当社は、2017年7月6日開催の取締役会の決議に基づき、2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 当社は、2016年4月25日を払込期日とし、普通株式950,000株の公募増資を実施し、また当該公募増資に伴うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2016年5月25日を払込期日とし、普通株式105,100株の第三者割当増資を実施しております。

5. 当社は、2017年7月25日を払込期日とし、普通株式1,070,000株の公募増資を実施し、また当該公募増資に伴うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2017年8月23日を払込期日とし、普通株式160,500株の第三者割当増資を実施しております。

6. 当社は、2018年6月4日を払込期日とし、普通株式2,350,000株の公募増資を実施し、また当該公募増資に伴うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2018年6月27日を払込期日とし、普通株式319,800株の第三者割当増資を実施しております。

7. 前連結会計年度(第14期)より会計方針の変更を行っており、第13期については当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (百万円)	1,341	2,376	4,034	4,839	5,442
経常利益 (百万円)	555	2,035	5,652	5,830	3,895
当期純利益 (百万円)	315	1,463	5,447	4,817	2,800
資本金 (百万円)	2,061	4,544	11,639	11,658	11,670
発行済株式総数 (株)	12,310,600	27,262,200	30,231,600	30,422,000	30,590,200
純資産額 (百万円)	4,516	10,731	28,768	33,198	35,123
総資産額 (百万円)	15,749	35,875	58,524	53,852	60,232
1株当たり純資産額 (円)	184.78	396.71	968.38	1,110.47	1,168.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	10.00 (4.00)	12.00 (6.00)	15.00 (5.50)	22.00 (9.50)	32.00 (16.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	13.40	57.49	190.69	161.92	93.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	12.82	54.89	185.62	158.83	92.86
自己資本比率 (%)	28.6	29.9	49.1	61.6	58.3
自己資本利益率 (%)	11.9	19.2	27.6	15.6	8.2
株価収益率 (倍)	133.96	54.88	16.17	9.35	14.22
配当性向 (%)	37.31	15.65	7.86	13.59	34.17
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (人)	40 (2)	54 (4)	89 (6)	135 (7)	144 (6)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	196.6 (100.3)	173.5 (122.6)	170.5 (103.0)	86.0 (121.7)	77.7 (130.7)
最高株価 (円)	4,310	5,460 3,305	6,180	4,450	2,243
最低株価 (円)	1,550	3,330 2,434	2,674	1,432	466

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 当社は、2017年7月6日開催の取締役会の決議に基づき、2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 当社は、2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第12期の中間配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。なお、印は、株式分割による権利落ち後の最高・最低株価であります。

5. 当社は、2016年4月25日を払込期日とし、普通株式950,000株の公募増資を実施し、また当該公募増資に伴うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2016年5月25日を払込期日とし、普通株式105,100株の第三者割当増資を実施しております。
6. 当社は、2017年7月25日を払込期日とし、普通株式1,070,000株の公募増資を実施し、また当該公募増資に伴うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2017年8月23日を払込期日とし、普通株式160,500株の第三者割当増資を実施しております。
7. 当社は、2018年6月4日を払込期日とし、普通株式2,350,000株の公募増資を実施し、また当該公募増資に伴うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2018年6月27日を払込期日とし、普通株式319,800株の第三者割当増資を実施しております。
8. 当社は、2020年10月8日をもって東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。従いまして、株主総利回りの算定に使用した当社株価ならびに最高株価及び最低株価は、市場変更以前は同取引所マザーズにおけるものであり、市場変更以降は同取引所市場第一部におけるものであります。また、株主総利回りの算定に使用した比較指標につきましても、配当込み東証マザーズ指標から配当込みTOPIX（東証株価指数）に変更しております。

## 2【沿革】

2003年8月に東京都千代田区神田須田町において、投資事業を目的として有限会社ジャパン・インベストメント・アドバイザー（現株式会社こうどうホールディングス）が設立されております。当社は同社から会社分割の手法により設立されております。

年月	事項
2006年9月	有限会社ジャパン・インベストメント・アドバイザーから会社分割の手法により株式会社ジャパン・インベストメント・アドバイザーを設立。有限会社ジャパン・インベストメント・アドバイザーが2004年6月より行っていた海運コンテナオペレーティング・リース事業を継承・開始。
2007年1月	米国CAI International, Inc.と合併でCAIJ株式会社（現フィンスパイア株式会社（現連結子会社））を設立。
2007年2月	CAI International, Inc.のポートフォリオを利用した海運コンテナオペレーティング・リース事業を株式会社ジャパン・インベストメント・アドバイザーよりCAIJ株式会社（現フィンスパイア株式会社（現連結子会社））へ移管。
2008年6月	CAIJ株式会社（現フィンスパイア株式会社（現連結子会社））が第二種金融商品取引業登録完了。（関東財務局長（金商）第1893号）
2009年11月	本社を東京都港区虎ノ門に移転。
2011年8月	JPリースプロダクツ&サービス株式会社（現連結子会社）設立。航空機オペレーティング・リース事業を開始。
2011年12月	JPリースプロダクツ&サービス株式会社が第二種金融商品取引業登録完了。（関東財務局長（金商）第2606号）
2012年8月	有料職業紹介事業許可取得。（許可番号 13 - コ - 305551）
2013年11月	和歌山県日高郡みなべ町においてメガソーラー発電所の工事発注。太陽光発電事業に参入。貸金業登録完了。（東京都知事（2）第31504号）
2013年12月	2億円の第三者割当増資を実施。 JPリースプロダクツ&サービス株式会社にて海運コンテナオペレーティング・リース事業を開始。
2014年4月	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーに商号変更するとともに、本社を東京都千代田区霞が関に移転。
2014年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場。
2015年2月	西日本支社を大阪市中央区に開設。
2015年8月	プライベート・エクイティ投資事業の開始。
2015年9月	株式会社日本証券新聞社（現連結子会社）及び株式会社日本証券新聞リサーチの全株式の取得。
2015年10月	パーツアウト・コンバージョン事業の開始。 JPリースプロダクツ&サービス株式会社にて船舶オペレーティング・リース事業を開始。
2015年11月	海外子会社JIA LUXEMBOURG SARLを欧州ルクセンブルク大公国に設立。 Valliere Aviation社（現 Vallair Capital SAS）への出資（出資金額：優先株2.5百万ユーロ、約3.3億円）。
2016年1月	株式会社ジャパンM&Aアドバイザー（現連結子会社）の設立。
2016年3月	CAIJ株式会社（現フィンスパイア株式会社（現連結子会社））の全株式の取得。
2016年4月	ブックビルディング方式による約30億円の有償増資を実施。
2016年5月	約3億円の第三者割当増資を実施。
2016年9月	Vallair Capital SASへの追加出資（出資金額：優先株2.5百万ユーロ、約2.8億円）。
2017年1月	Vallair Capital SASへの出資優先株の普通株転換による持分法適用会社化。
2017年3月	Vallair Capital SASへの追加出資（出資金額：優先株2.5百万ユーロ、約3.0億円）。
2017年5月	株式会社イーテアを設立し、持分法適用会社化。
2017年7月	ブックビルディング方式による約43億円の有償増資を実施。
2017年8月	約6億円の第三者割当増資を実施。
2017年9月	Arena Aviation Partners B.V.の株式取得による子会社化（取得株式数：議決権株式490株・無議決権株式2,500株）。
2017年12月	Vallair Capital SASへの追加出資（出資金額：優先株2.5百万ユーロ、約3.3億円）。
2018年6月	ブックビルディング方式による約123億円の有償増資、及び約17億円の第三者割当増資を実施。
2018年12月	JIA LUXEMBOURG SARLへ3.5百万ユーロ（約4.5億円）の増資を実施。
2019年7月	JPリースプロダクツ&サービス株式会社がフィンスパイア株式会社を吸収分割。
2019年10月	株式会社日本証券新聞社が株式会社日本証券新聞リサーチを吸収合併。
2019年11月	JLPS Holding Ireland Limitedの増資を引受け、連結子会社化。
2020年10月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社JPリースプロダクツ&サービス株式会社（以下、JLPSという。）他19社、持分法適用関連会社5社並びに匿名組合事業の営業者である非連結子会社（以下、SPCという。）及びその他の非連結子会社合わせて269社で構成されております。

また、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループは、オペレーティング・リース事業を中心に、環境エネルギー事業、パーツアウト・コンバージョン事業及びその他事業（M&Aアドバイザー事業、保険代理店事業、プライベート・エクイティ投資事業等）を併せた金融ソリューション事業、及びメディア関連事業を営んでおります。当社では、オペレーティング・リース商品を中心とした事業投資商品の企画・開発を行い、JLPSは、第二種金融商品取引業登録業者として、同商品の組成、販売、運営管理並びに出口の各業務を行っておりますが、当該事業において両社は一体となって事業を展開しております。以下においてはそれを前提として記載いたします。

なお、JLPSを除くオペレーティング・リース事業を行う上で利用している子会社（SPC）は、すべて連結対象とはしておりません。詳細は、「4 関係会社の状況」をご参照ください。

当社の事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、金融ソリューション事業及びメディア関連事業としております。以下は、主要なセグメントである金融ソリューション事業を中心に記載しておりますが、提供するサービスで区分しております。

#### [ 1 ] オペレーティング・リース事業について

##### (1) オペレーティング・リース事業の内容

本書における「オペレーティング・リース事業」とは、一般的に「日本型オペレーティング・リース（JOL）」と呼ばれているものです。事業概要は以下のとおりです。

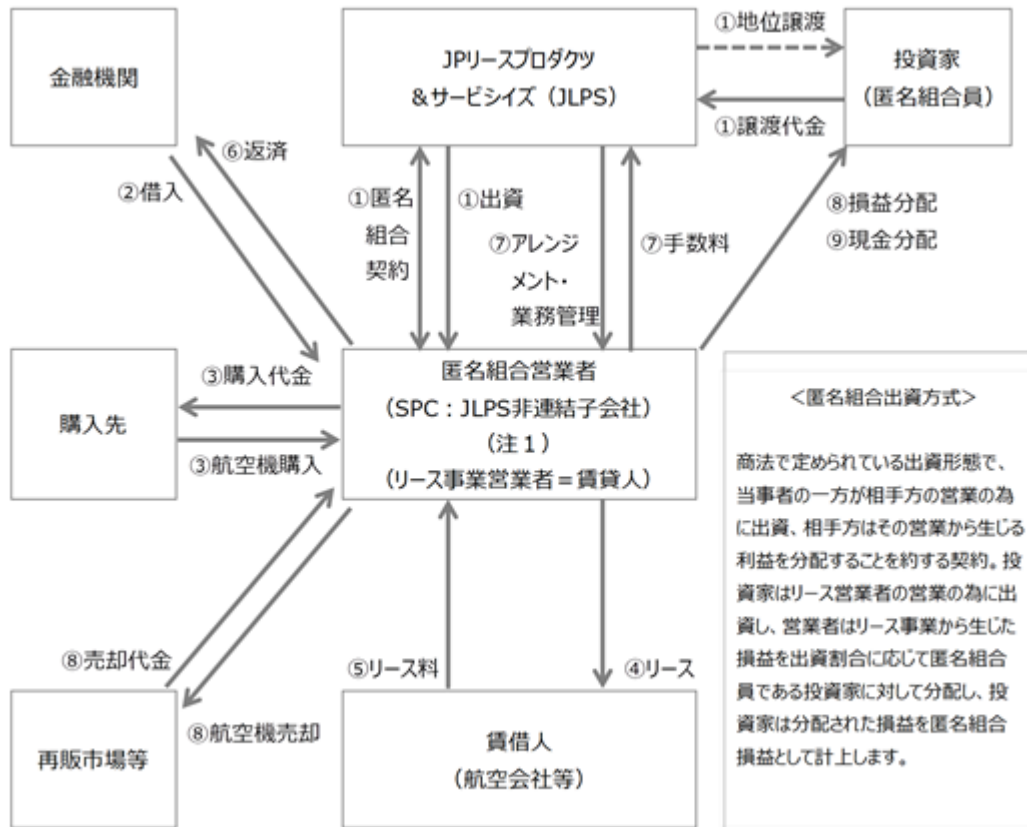
##### （オペレーティング・リース事業の主な関係者）

匿名組合営業者
JLPSの非連結子会社である（注1）SPC（Special Purpose Company）がリース物件を取得し、リース案件ごとに設立される匿名組合の営業者（以下、「営業者」という。）となり、リース事業を遂行します。
JPリースプロダクツ&サービス（JLPS）
JLPSは、営業者から組成、販売、管理、出口管理といったオペレーティング・リース事業の運営、並びに事業運営に係る匿名組合契約に基づく報告、営業者の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を受託することで、手数料を得ます。（注2）
投資家（匿名組員）
匿名組合事業の損益に関して、リース期間前半には定率法による減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあります。一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向があります。 投資家は、営業者と匿名組合契約を締結し出資することで、当該事業の損益を出資割合に応じて投資家自身の決算に取り込みます。また、リース期間終了後には、営業者によって、リース物件を市場等での売却、或いは再リースが行われ、それらの代金からノンリコースローン（リミテッドリコースローン）の返済後の残余额について、出資割合に応じた現金配分を受けます。この際、リース物件売却によるキャピタルゲインを得る可能性もあります。 これらにより投資家は資金を効率的に活用することができます。
賃借人（航空会社等）
賃借人は、投資家から利息負担が低い出資金を獲得することにより、賃借人が自ら物件を購入する場合に比べ、金融機関からの資金調達額を少なくすることが可能となります。 これにより、利息負担や金融機関の与信枠の使用が少なくなり、「調達コストの低減」、「費用の平準化」、「資金調達能力の向上」などのメリットがあります。

（注1）一般社団法人を親会社とする場合もあります。

（注2）匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、JLPSが行う販売行為は、金融商品取引法上の有価証券の私募の取扱い、及び有価証券の売買に該当します。そのため、JLPSは、第二種金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第2606号）を行い、各種規制を遵守するための体制を整備・構築・運用しております。

(当社グループが行う一般的な航空機オペレーティング・リース事業の事業系統図)



	JLPSの私募の取扱いにより、投資家は、案件ごとに設立される匿名組合営業者（以下、「営業者」という。）と匿名組合契約を締結し出資します。営業開始時点において、投資家による出資が行われていない場合、JLPSは投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該権利を引き受けます。営業開始日以後、JLPSは投資家に対して、JLPSが一時的に引き受けた当該権利の地位譲渡を行います。（注2）
	営業者は、営業者（匿名組合員含む）に訴求しないノンリコースローン（リミテッドリコースローン）契約によって、金融機関から借入れを行います。 ノンリコースローン（リミテッドリコースローン）契約とは、返済原資に関して、借入人（営業者）が保有する特定の資産から生ずる将来のキャッシュ・フロー（リース料や資産の売却代金を含む）に限定し、借入人の他の資産に訴求させないローン契約を指します。
	営業者は、投資家からの出資金と金融機関からの借入金を合わせて、購入先からリース物件を購入します。
	営業者は、直ちに賃借人に対してリース物件をリースし、リース事業を開始します。
	賃借人は、リース契約に基づいて、定期的にリース料を営業者に支払います。
	営業者は、リース料収入により、借入金の元金と利息を金融機関に返済します。
	JLPSは、組成、販売、管理、出口管理といったオペレーティング・リース事業の運営、並びに運営に係る匿名組合契約に基づく報告、営業者の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を行い、手数料を得ます。（注2）
	営業者は、定期的に匿名組合事業の決算を行い、事業損益を出資割合に応じて投資家に分配します。
	リース期間終了後、営業者はリース物件を市場等での売却、或いは再リースを行い、それらの代金からノンリコースローン（リミテッドリコースローン）の返済後の残余額を出資割合に応じて投資家に分配します。

## （JLPSが受け取る各種手数料の内訳）

JLPSが受け取る各種手数料の内容は以下のとおりであります。ただし、原則的な方針を示しており、案件の契約条件によっては、異なる方法を採用する場合があります。

売上区分	内容	売上計上時期	手数料の決定方法
A	アレンジメントフィー 案件組成、私募の取扱い、若しくは地位譲渡に対する手数料	<p>&lt; 私募の取扱いによる販売の場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業者が、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、契約を締結した時点</li> </ul> <p>&lt; 地位譲渡による販売の場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JLPSが一時的に引き受けた匿名組合契約に基づく権利について、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結した時点</li> </ul> <p>JLPSが一時的に引き受けた権利の未譲渡分は、投資家に地位譲渡するまで、貸借対照表上の「商品出資金」に計上しております。</p>	オペレーティング・リース事業の組成に際して、賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にして決定
B	マネジメントフィー 管理業務を行うことによる手数料	管理期間に対応した手数料金額を売上計上	
C	再販手数料/リマーケティングフィー 物件の売却若しくは再リースの設定に対する手数料	リース契約満了時に物件を売却した時点、若しくは新たなリース契約を締結した時点	



## [ 2 ] 環境エネルギー事業について

本書における「環境エネルギー事業」とは、主に太陽光発電事業に関連した各種手数料、及び売電収入を目的としたものです。事業概要は以下のとおりです。

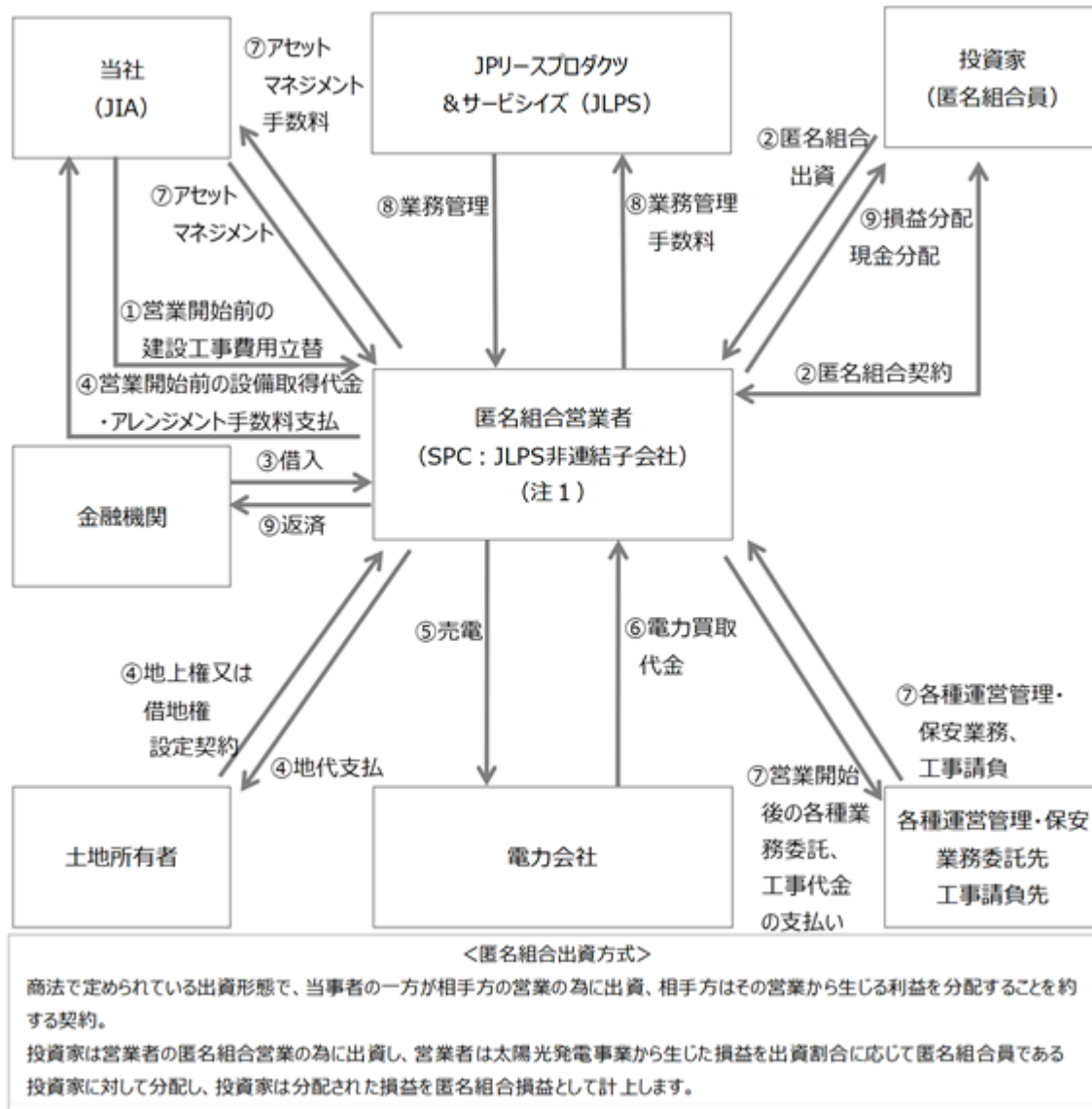
## (環境エネルギー事業の主な関係者)

<b>匿名組合営業者</b>
JLPSの非連結子会社である(注1)SPC(Special Purpose Company)が太陽光発電設備を取得し、匿名組合の営業者(以下、「営業者」という。)となり、太陽光発電事業を遂行します。
<b>JPリースプロダクツ&amp;サービスズ(JLPS)</b>
JLPSは、匿名組合出資持分に関する私募の取扱い、並びに匿名組合契約に基づく報告、営業者の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を受託することで、手数料を得ます。(注2)
<b>当社(JIA)</b>
JIAは、プロジェクト開発に対する報酬、建設工事費用の稼働開始までの立替に関する金利として、収益を得ます。また、アセットマネジャーとして、太陽光発電設備運営にかかる業務を受託し、手数料を得ます。なお、匿名組合契約終了時には、買取請求権を有することがあります。
<b>投資家(匿名組合員)</b>
投資家は、営業者と匿名組合契約を締結し、出資することで、当該事業の損益を出資割合に応じた損益分配、及び現金分配を受けます。 また、匿名組合契約期間終了後、JIAが買取請求権を行使した場合には、JIAに売却が行われ、それらの代金からノンリコースローン(リミテッドリコースローン)の返済後の残余额を出資割合に応じて現金分配を受けます。 これらにより投資家は資金を効率的に活用することができます。
<b>電力会社</b>
電力会社は、営業者から電力を買取り、電力料金を支払います。

(注1)一般社団法人を親会社とする場合もあります。

(注2)匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、JLPSが行う販売行為は、金融商品取引法上の有価証券の私募の取扱い、及び有価証券の売買に該当します。そのため、JLPSは、第二種金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第2606号)を行い、各種規制を遵守するための体制を整備・構築・運用しております。

(当社グループが投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れて行う、環境エネルギー事業の事業系統図)



	JIAは、営業者または自己の名義でプロジェクトを取得、建設工事費用を立て替えて、太陽光発電設備を完工させます。
	JLPSの私募の取扱いにより、投資家は、匿名組合営業者（以下、「営業者」という。）と匿名組合契約を締結し、出資します。（注2）
	営業者は、営業者（匿名組合員含む）に訴求しないノンリコースローン（リミテッドリコースローン）契約によって、金融機関から借入れを行います。 ノンリコースローン（リミテッドリコースローン）契約とは、返済原資に関して、借入人（営業者）が保有する特定の資産から生ずる将来のキャッシュ・フロー（売電収入や資産の売却代金を含む）に限定し、借入人の他の資産に訴求させないローン契約を指します。
	営業者は、投資家からの出資金と金融機関からの借入金を合わせて、土地所有者との契約に伴う支払、及びJIAが稼働前に立替えている、太陽光発電設備の支払を行います。
	営業者は、電力会社に売電を行い、太陽光発電事業を開始します。
	電力会社は、電力の買取代金を営業者に支払います。
	JIAは、太陽光発電事業のアセットマネジャーとして、プロジェクト開発に関する報酬、太陽光発電事業の運営にかかる業務の受託報酬を得ます。 営業開始後の、運営管理及び保安業務委託先、並びに工事請負先に対する支払は、営業者が相手先に直接支払います。
	JLPSは、匿名組合出資持分の販売に関する私募の取扱い、並びに匿名組合契約に基づく報告、営業者の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を受託することで、手数料を得ます。（注2）
	営業者は、定期的に匿名組合事業の決算を行い、事業損益、及び現金分配を出資割合に応じて投資家に実施します。 匿名組合期間終了後、JIAが買取請求権を行使した場合、営業者は太陽光発電事業に関する資産を売却し、それらの代金からノンリコースローン（リミテッドリコースローン）の返済後の残余額を出資割合に応じて投資家に配分します。

（当社グループが受け取る各種手数料の内訳）

当社グループが受け取る各種手数料の内容は以下のとおりであります。ただし、原則的な方針を示しており、案件の契約条件によっては、異なる方法を採用する場合があります。

売上区分	内容	売上計上時期	手数料の決定方法
A	初期マネジメント報酬	営業者が、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、契約を締結した時点	太陽光発電事業の開始に際して、土地所有者、設備等関連業者、金融機関等と交渉して決定した手数料や売電料、その他の市場実勢を参考にして決定
B	私募の取扱いに関する手数料		
C	期中マネジメント報酬	運営期間に対応した手数料金額を売上計上	市場実勢を参考にして決定
D	業務委託料	管理期間に対応した手数料金額を売上計上	
E	売電収入	電力会社が購入した金額相当を売上計上	固定価格買取制度（FIT）によって規定された価格

[ 3 ] パーツアウト・コンバージョン事業について

パーツアウト事業とは、購入した退役航空機を解体し、各部品を在庫管理した上で、世界中のユーザー（整備会社、リース会社、航空会社等）に販売する事業です。

コンバージョン事業とは機齢を経た旅客機を購入し、輸送機等に改造した上で、貨物航空会社などに販売する事業です。

これらの事業により、中古機オペレーティング・リース事業の出口リスクを収益機会に転換し、リース期間満了後における機体活用の選択肢を広げます。

[ 4 ] 金融ソリューション事業におけるその他事業について

金融ソリューション事業におけるその他事業として、当社グループはM&Aアドバイザリー事業、保険代理店事業、プライベート・エクイティ投資事業等を行っております。

M&Aアドバイザリー事業は、上場企業・非上場企業を問わず、売却・買収、非公開化、並びに事業再生案件等、包括的で高付加価値のアドバイザリーサービスを提供しております。

保険代理店事業は、JLPSが、主に法人様向けに生命保険商品を販売しております。

プライベート・エクイティ投資事業は、潜在力のある中堅・中小企業に対して、当社グループのネットワークを活用し、企業の様々なステージの課題に金融ソリューションをご提供しております。最終的には、企業価値を高めて出口収益を得ます。

[ 5 ] メディア関連事業について

100%子会社の株式会社日本証券新聞社がメディア関連事業を展開しております。証券・金融の総合専門紙「日本証券新聞」（1944（昭和19）年5月に創刊した日本で最も長い歴史を誇る）、及びウェブサイト「日本証券新聞Digital」の販売をはじめ、広告、書籍出版等を行うメディア事業、上場会社による全国の個人投資家向け会社説明会のアレンジを行うIRアドバイザリー事業を展開しております。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
JPリースプロダクツ&サービス株式会社(注)2	東京都千代田区	950,000千円	航空機・海運コンテナを主体としたオペレーティング・リース事業、保険代理店事業	100.0	役員の兼任 有 債務保証、業務受託、資金援助
JLPS Holding Ireland Limited(注)3	アイルランド	20,000千ユーロ	航空機リース事業	100.0(100.0)	役員の兼任 有
フィンスパイア株式会社	東京都千代田区	50,000千円	コンテナを主体としたオペレーティング・リース事業	100.0	役員の兼任 無
JPO第0号株式会社	東京都千代田区	300千円	パーツアウト・コンバージョン事業	100.0	役員の兼任 有 資金援助
JPO第1号株式会社	東京都千代田区	300千円	パーツアウト・コンバージョン事業	100.0	役員の兼任 有 資金援助
JIA LUXEMBOURG SARL	ルクセンブルク大公国	5,300千ユーロ	投資事業	100.0	役員の兼任 無 資金援助
JPE第1号株式会社	東京都千代田区	300千円	投資事業	100.0	役員の兼任 無 資金援助
株式会社日本証券新聞社	東京都中央区	4,500千円	メディア事業、IRアドバイザー事業	100.0	役員の兼任 無 資金援助
Arena Aviation Partners B.V.(注)5	オランダ王国	1,100ユーロ	航空機リースマネジメント事業	49.0(49.0)	役員の兼任 無 資金援助
その他11社					
(持分法適用関連会社)					
Vallair Capital SAS	フランス共和国	101,570ユーロ	パーツアウト・コンバージョン事業	40.0(40.0)	役員の兼任 有 資金援助
株式会社イーテア	東京都千代田区	50,000千円	フィンテック事業	37.0	役員の兼任 有
その他3社					

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. JLPSについては、特定子会社であり、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	16,156百万円
経常利益	3,470百万円
当期純利益	2,403百万円
純資産額	6,969百万円
総資産額	73,176百万円

3. 特定子会社に該当しております。

4. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

5. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)	
金融ソリューション事業	174	(6)
メディア関連事業	20	(0)
合計	194	(6)

(注) 従業員数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

従業員数は、当連結会計年度において16名増加しております。これは、主に金融ソリューション事業の業務拡大に伴い、金融ソリューション事業の人員が増加したためです。

### (2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
144 (6)	47.3	2.6	9,184

(注) 1. 従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

2. 従業員数は、当事業年度において9名増加しております。これは、金融ソリューション事業の業務拡大に伴い、金融ソリューション事業の人員が増加したためです。

3. 従業員は全て金融ソリューション事業に属しております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 当社グループの経営理念

当社グループの経営理念である「金融を通じて社会に貢献する企業であり続ける」に基づき、オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業及びパーツアウト・コンバージョン事業の主力3事業に加え、M&Aアドバイザリー事業、保険代理店事業及びプライベート・エクイティ投資事業等の金融ソリューション事業並びにメディア関連事業を展開しております。

当社グループは、経営理念の実現に向けて、ステークホルダー（利害関係者）に対して下記のように取り組んでおります。

株主様へ	確実かつスピード感のある継続的な成長を目指し、企業価値の増大を通して株主様に貢献します。
お客様へ	お客様からの支持・信頼を原点とし、当社の提供する金融商品・サービスを通じて、企業、個人の繁栄に貢献するように努めます。
お客様・ ビジネスパートナー様へ	ビジネスパートナーの支持・信頼を得て、ともに社会的責任を果たし、成長することを目指します。
役職員へ	役職員一人ひとりがプロ意識を持ち、持てる力をフルに発揮出来る環境作りに取り組みます。 自由闊達、クリエイティブで新しいことにチャレンジすることを重視する組織・企業風土を大切にします。

#### (2) 経営戦略及び経営指標

当社グループは、経営理念の実現に向けて、ステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を構築し、社会的信頼に応えていくために、多様な顧客ニーズを吸い上げて、そのニーズに合致した商品を開発することにより、差別優位性のある多面的な金融ソリューションを提供することを当社グループの経営戦略と位置づけております。

当社グループは、当連結会計年度の成長戦略を以下のように定めました。

1. 主力のオペレーティング・リース事業の更なる強化  
商品性の多様化による顧客ニーズへの適時かつ適量の投資商品の供給。
2. 環境エネルギー事業の新展開  
販売済み太陽光発電所ファンドにかかる購入選択権行使の時機を迎え、新たな収益スキームの構築。
3. 営業体制強化  
総合的な金融ソリューションサービスの拡充。
4. 配当方針  
必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を重視し、安定した配当を継続していく。

上記の取組みを実行することによって、1) 親会社株主に帰属する当期純利益2桁成長、2) 連結配当性向20%以上を目指しました。

### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの金融ソリューション事業における主力事業でありますオペレーティング・リース事業は、航空機を中心とするリース資産を対象に金融商品化しております。そのため、当連結会計年度の経営環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う航空会社の経営悪化によるリース需要の減少の影響を受けて、厳しいものとなりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の厳しい状況にある中で感染拡大防止策を講じて社会経済活動の水準を維持しています。未だに収束の見通しは立っていませんが、ワクチン接種が始まり、感染拡大防止への期待が高まってきております。

当社グループの金融ソリューション事業並びにメディア関連事業を通じて、主に全国の中堅・中小企業が直面する様々な経営課題のソリューションに貢献してまいります。多様な顧客ニーズを吸い上げ、ニーズに合致した差別優位性のある商品やサービスを磨き上げることによって、顧客企業及び当社グループそれぞれの企業価値向上を実現してまいります。そのために、以下の課題に取り組んでおります。

#### 収益基盤の拡充と新規事業展開

新型コロナウイルス感染症収束後の景気回復局面を見据えつつ、中長期的な事業拡大を目指す上で現在の収益基盤を磐石なものとし、さらなる収益機会を獲得するため、商品ラインナップの多様化及び金融ソリューション事業における事業ポートフォリオ拡充が必要であると考えております。

日本経済を支える中堅・中小企業の秘めた潜在能力の発揮や事業継続のサポートに貢献するために、オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業における資産流動化や小口化スキームへの展開に取り組むとともに、M&Aアドバイザー事業、プライベート・エクイティ投資事業、不動産事業などを次期成長戦略事業として重点的に取り組み、事業承継問題などの課題にも対応してまいります。

#### 優秀な人材の確保と育成

当社グループの事業は、高度かつ特殊な金融業における経験と法的・会計的な知識が必要であることに加えて案件組成能力が求められる業務であります。そのため、案件を安定的に組成・供給していくために、案件組成担当部門の人材を強化することが必要であります。

また、組成した案件を投資家へ提供するため専門的な金融知識と十分な営業経験のある優秀な営業人材の獲得も重要であります。組成、営業部門以外の部門も含め、当社グループの事業基盤が拡大・グローバル化していく中で、国籍・年齢・性別を問わず幅広い経験や専門知識を有する人材を確保してまいります。

#### 販売網の構築及び強化

当社グループが組成したオペレーティング・リース商品や環境エネルギー事業の匿名組合出資金に対する投資家を募集する場合、主に金融機関、会計事務所及びコンサルティング会社等から投資家をご紹介します。

当社グループはご紹介いただきました投資家に対して、出資金（匿名組合契約に基づく権利）等を販売しております。

顧客基盤をさらに拡充するために、金融機関、会計事務所及びコンサルティング会社等との業務提携の推進を図り、販売ネットワークを拡充してまいります。さらに、紹介者、投資家との一層の信頼関係の構築に向けて、営業拠点を充実させてまいります。

#### 資金調達の拡大及び資金調達手段の多様化

当社グループは、オペレーティング・リース事業を展開する上で、当該事業に係る出資（匿名組合契約に基づく権利）を、投資家に地位譲渡することを前提に一時的に当該出資金（匿名組合契約に基づく権利）を引き受けません。当社グループは、その引き受けた出資金を「商品出資金」として貸借対照表上に計上し、投資家の需要を勘案しながら販売（地位譲渡）しております。また、環境エネルギー事業においては、発電施設の設備や権利を取得するため、事業開始以前に立替金として資金拠出が必要となります。さらに、航空機を対象としたパーツアウト・コンバージョン事業においては、機体や部品の購入資金及び機体の改造費用が必要となります。

上述の資金は、自己資金に加えて金融機関からの借入により資金を調達しております。従いまして、当社グループの資金調達が拡大することによって、複数案件の同時組成が可能となり、さらに、従来よりも物件金額の大きい案件に取り組むことが可能になります。その結果、当社グループの業績拡大に寄与することになります。

当社グループは、金融機関との良好な取引関係を維持しつつ、資金調達手段の多様化を図ってまいります。



## 2【事業等のリスク】

当社グループにおける有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来発生しうる全ての事業リスクを網羅するものではありません。

(オペレーティング・リース事業に対する依存度に係るリスクについて)

当社グループは、オペレーティング・リース事業から得られるアレンジメントフィーをはじめとした手数料を売上高として計上しております。設立時からオペレーティング・リース事業を主要事業と位置付けて業容の拡大を図ってきたため、当該事業の売上高は当社グループの売上高の大半を占めております。対象となる物件は、航空機、船舶及び海上輸送用コンテナであり、とりわけ航空機の占める割合が高いため、オペレーティング・リース事業の組成動向は航空業界の設備投資動向等に影響を受ける可能性があります。

当社グループといたしましては、今後も販売網の拡充、投資家ニーズに対応した商品の開発、投入等により、当該事業の更なる拡大を図る一方、オペレーティング・リース事業以外の既存事業の強化及び新規事業の開発を行うことにより収益基盤の多様化を図っていく方針であります。

しかしながら、現時点ではオペレーティング・リース事業に対する依存度が高いため、上記要因に加えて他社との競合等、当該事業の成長に何らかの問題が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(オペレーティング・リース事業におけるリスクについて)

当社グループのオペレーティング・リース事業におけるリスクには以下のものがあります。

国際紛争等が世界経済に及ぼす影響について

オペレーティング・リース事業における主な対象資産は航空機であり、主な賃借人は世界各国の主要な航空会社であります。これらの航空会社の事業活動は、世界各地に及んでいるため、中東を含めた世界各地における紛争、テロ、感染症の流行等が生じた場合には、航空機リース需要の減少、投資家の投資需要の減少を招く可能性があります。

また、上記の事象が長期化した場合は航空業界のみならず、世界的なサプライチェーン等を通じて実体経済に影響が生じる可能性もあります。

これらのリスクが顕在化した場合には、航空機、船舶及びコンテナ等のリース需要の減少、投資家の投資意欲減退により、当社グループの事業動向、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

賃借人（航空会社等）の倒産等の影響について

賃借人である航空会社等の法的倒産手続の開始等、何らかの理由で賃借人から匿名組合事業の営業者である非連結子会社（以下、「SPC」という。）に対してリース料が支払われない場合には、オペレーティング・リース事業の収益が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、投資家の投資意欲減退等により、新規のオペレーティング・リース事業の投資を募ることが困難となる可能性があります。その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、賃借人の倒産等のリスク軽減のため、賃借人である航空会社の信用状況等を確認した上でオペレーティング・リース事業の組成を行っております。また、万一賃借人について法的倒産手続が開始された場合には、リース物件の売却、新たな賃借人の確保等により、オペレーティング・リース事業収益が悪化しないよう対応する方針であります。

しかしながら、このような対応にもかかわらず、不測の事態が発生した場合には、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社グループが受け取る業務受託手数料が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

残存価額（将来のリース物件売却価額）の変動について

リース期間終了後、賃借人がリース物件を購入しない場合には、リース物件は市場にて第三者に売却されますが、当初の想定より低価格でしか売却できない場合には、オペレーティング・リース事業の収益が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

当社グループでは、リース物件の売却価額について、組成時の当初想定売却価額を保守的に見積もると共に、市場動向を予測し、案件によっては買取オプションやリース延長オプションの設定等の対策により、価格変動のリスクに対処しております。

しかしながら、このような対応にもかかわらず、不測の事態が発生した場合には、投資家の投資意欲が減退する等による新規オペレーティング・リース事業の投資を募ることが困難となり、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社グループが受け取る業務受託手数料が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

商品出資金に計上している匿名組合契約に基づく権利について

当社グループは、投資家に譲渡することを前提に、SPCに係る匿名組合契約に基づく権利を一時的に取得することを原則としており、当該匿名組合契約に基づく権利を連結貸借対照表の「資産の部」に「商品出資金」として取得価額で計上しております。

当社グループが保有する商品出資金について、何らかの理由により当社グループが継続保有せざるを得ない場合には、当該出資金の譲渡に伴い見込んでいた業務受託手数料の収受、出資金の回収が困難となるだけでなく、当社グループが投資家としてオペレーティング・リース事業に関与することになるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。さらに、リース物件の価額の下落等が生じた場合には、当該持分の出資金の全部又は一部を回収できなくなる可能性があります。

為替の変動について

）新規オペレーティング・リース事業に対する影響について

オペレーティング・リース事業では、リース期間満了時のリース物件売却は主に外貨建てで行っているため、当該オペレーティング・リース事業組成時点の為替レートよりも円高で売却された場合、円換算後の損益が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

また、リース期間満了時に投資家が受け取る出資金も主に外貨建てで行われるため、円換算時に出資時と比較して円高となった場合には、受取額が当初出資額よりも減少することにより、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

このように、投資家が将来、円高となってオペレーティング・リース事業の損益又は収支が悪化し、損失を被ると予測した場合には、投資家の投資意欲が減退し、当社グループが組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となる可能性があります。その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売減少等により、当社グループが受け取る業務受託手数料が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

）商品出資金の譲渡に対する影響について

当社グループは、外貨建てで取得した商品出資金を円建てで投資家に譲渡する際、オペレーティング・リース事業組成時点の為替レートに基づき、譲渡価格を決定しております。

このため、当該商品出資金の取得後、為替相場が急激に円高となった場合、当該オペレーティング・リース事業の組成時点での為替レート水準で算定される商品出資金の価格に比して割高となり、投資家の投資意欲が減退する等の理由により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症について)

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化した場合、航空会社等の賃借人の業績悪化及び金融機関の融資条件変化による組成機会の減少、中小企業を中心とした投資家の投資意欲の減退及びオペレーティング・リース事業に係る保有資産価値の下落が生じる可能性があります。

また、当社グループは、資産の評価等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。しかしながら、将来の不確実性により、最善の見積りを行った結果として見積られた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

加えて、当社グループ社員が新型コロナウイルスに感染した後、社員同士の接触等により社内感染が拡大し、事業所の一時閉鎖や事業の一部休業等が生じた場合には、当社グループの事業運営に支障が生じる可能性があります。

当社グループではこれらのリスクに対応する為、オペレーティング・リース事業に係る関係者との情報交換に努めた上で、航空機以外の商品を対象とした案件組成に取り組む等、適切な対応を図っております。新型コロナウイルス感染症の影響が収束し感染拡大前の状況に戻るには、今後1年ないし2年程度を要するとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。また、お客様、お取引先様及び役職員の安全・安心のため、可能な限り「新しい生活様式(お互いの距離が取れるようなご案内、マスク着用の徹底、健康管理の徹底等)」に則った対応に取り組んでおります。

しかしながら、このような対応にもかかわらず、上記要因により、売上高の減少、保有資産価値の下落及び事業運営への支障等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(新たな組成スキームを有する案件の取り扱いに係るリスクについて)

当社グループでは、多様な投資家ニーズに対応すべく日々商品力の向上に努めております。当社グループは、単一のリース資産及び賃借人を対象とする組成案件に加えて、新たな組成スキームとして、複数のリース資産及び賃借人を対象とすることによるリスク分散、組成コストの低減等を目的としたポートフォリオ型組成案件を販売いたしました。

新たな組成スキームを有する案件を組成・販売する場合は、社内外において様々な準備を行う必要があります。具体例として、組成時におけるアレンジャーをはじめとした関係者との協議、販売時における投資家に対する十分な商品内容を説明するための販売資料の作成及び投資家への詳細な説明等があります。

そのため、当初の想定よりも販売開始時期が遅延する可能性、販売終了まで時間を要することとなる可能性があり、その様な事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(環境エネルギー事業におけるリスクについて)

当社グループは、環境エネルギー事業の一環として、太陽光発電事業を行っております。当該事業においては、政府による再生可能エネルギー法及び関連法制度等の法的規制を受けていることから、政府の諸事情により、これらの法制度の変更に伴い固定買取価格制度等が変更された場合には、当社グループが管理するファンドの組成、運営に影響を与える可能性があります。

(パーツアウト・コンバージョン事業におけるリスクについて)

当社グループにおいては、持分法適用会社であるVallair Capital SAS(以下、「Vallair社」という。)が航空機、エンジン等の部品の購入、機体の改造、在庫管理及び販売を行っております。

当社グループといたしましては、これまでの航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の組成・販売を通じて培ったノウハウ、ネットワーク等を活用することにより当該事業に係るリスクの軽減を図る方針であります。

しかしながら、当該事業は航空業界の設備投資動向に影響を受けているため、世界的な経済情勢の悪化、地政学的リスクによる航空機需要の減少及び機体等が想定した売却価額よりも低価格でしか売却できない場合等には、Vallair社の業績悪化に伴う持分法投資損失の計上等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(プライベート・エクイティ投資事業におけるリスクについて)

当社グループは、プライベート・エクイティ投資事業として、主にバリュアップ等によるキャピタルゲインを得ること等を目的として、投資先企業の選定及び育成支援を行っております。

投資にあたっては、対象企業についてデューデリジェンスを行うことにより、リスクを極力低減させることに努めておりますが、投資前に発見できなかった又は投資後に発生した法令違反、未認識債務等が顕在化した場合や、投資先の今後の業績が当社想定を下回る場合には、投資資金の回収が困難となるだけでなく、当社営業投資有価証券への減損会計の適用等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(法的規制に係るリスクについて)

金融商品取引法について

オペレーティング・リース事業において締結される匿名組合契約等に基づく投資家の権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社グループは金融商品取引法及び金融商品販売法に基づき業務を行っております。

連結子会社 JPリースプロダクツ&サービシズ株式会社(以下、「JLPS」という。)は、オペレーティング・リース事業において、匿名組合契約に基づく権利を含む匿名組合出資持分等の私募の取扱等の業務を行っているため、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業の登録を受けております。金融商品取引法では、第52条にて登録取消、業務停止等となる要件を定めており、これに該当した場合、JLPSに対して登録の取消、業務の停止命令を受ける可能性があります。

当社グループでは、かかる業務を行うにあたり、法令規則の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由によりJLPSが登録の取消や業務の停止命令の行政処分を受けた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

税務その他関連する法令

オペレーティング・リース事業は、現行の税務、会計その他当該事業に関する法令等に基づいて案件組成を行っております。

当社グループは、個々の案件を組成する際に、税理士、弁護士等から意見を聴取すること等により、関連する法令等の内容及びその法解釈について確認を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正されるか、若しくは新たに制定されることにより課税の取り扱いに変更が生じた場合には、オペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利販売が減少する等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(資金調達に関するリスクについて)

当社グループは、オペレーティング・リース事業におけるSPCに係る匿名組合契約に基づく権利を、投資家に譲渡することを前提に一時的に取得しており、その取得資金は自己資金によるほか、金融機関から調達しております。

そのため、経済情勢及び当社の業績悪化等の理由により、金融機関からの調達ができず、円滑な案件組成が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(財務制限条項に係るリスクについて)

オペレーティング・リース事業におけるSPCに係る匿名組合契約に基づく権利を引き受けるための資金は、自己資金、金融機関からの個別借入金によるほか、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結し、必要に応じて借入を実行することで調達しております。

これらの契約には、各年度の連結決算及び第2四半期決算における連結貸借対照表の純資産の部の金額を直前期の基準となる決算期の75%以上に維持することや、連結損益計算書、第2四半期連結損益計算書の経常利益(金融機関によっては営業利益)を損失としないこと等、財政状態及び経営成績に関して一定の数値以上を維持することを取り決めた財務制限条項が含まれているものがあります。

そのため、当社グループの業績が悪化し、財務制限条項に抵触した場合には、借入金の返済義務の発生等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(重要な訴訟事件等に関わるリスクについて)

当社グループは、オペレーティング・リース事業等の業務を展開しておりますが、これらに関連して、投資家や紹介者等より法的手続等を受ける可能性があります。当社グループが今後当事者となる可能性のある訴訟及び法的手続の発生や結果を予測することは困難ではありますが、当社グループに不利な結果が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(当社グループの非連結子会社が連結の範囲に含まれるリスクについて)

当社グループが組成する案件にて営業者となるSPCは、連結の範囲に含めることにより利害関係者の判断を大きく誤らせるおそれがあることから、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5号第1項第2号に基づき当社グループの連結の範囲に含めておりません。

今後、従来規則とは異なる新たな規則が制定される等、何らかの理由により、当社グループが組成する案件にて営業者となるSPCを連結の範囲に含めた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(会社組織に関するリスクについて)

創業者への依存について

当社グループの創業者は代表取締役社長である白岩直人であります。同氏は、当社グループ設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や経営戦略の決定をはじめ会社の事業推進及び営業施策とその推進において重要な役割を果たしております。

当社グループでは、各業務担当取締役、執行役員及び部門長を配置し、各々が参加する定期的な会議体にて、意見等の吸い上げや情報共有等を積極的に進めております。また、適宜権限の移譲も行い、同氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、又は同氏が退任するような事態が発生した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社グループでは、事業を拡大していく上で、高度なビジネススキルとセンスを持つ人材を確保すること及び人材の育成が重要な課題であると認識しており、優秀な人員の増強及び内部管理体制の充実・強化を図っていく予定であります。

しかしながら、当社グループの求める人材が十分に確保できない場合、現在在職している人材が流出し必要な人材が確保できなくなった場合、又は当社グループの事業の拡大に伴い適切かつ十分な人的及び組織的対応ができなくなった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

各リスクの発生の可能性、程度、時期並びに当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える要因を正確に見積ることは困難ではありますが、当連結会計年度において、世界各国での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、各国の経済・金融環境を急速に悪化させました。特に航空業界の経営環境の悪化により、当社グループが取り扱うオペレーティング・リース事業において、賃借人の組成ニーズが減少したこと、経済の先行きに対する不安や賃借人の信用状況への懸念等から投資家の投資判断が慎重となったことにより出資金販売額が低調となったこと等のリスクが顕在化し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与えました。

今後につきましては、航空会社の自助努力に加え、ワクチン開発を含む世界各国での新型コロナウイルスの感染拡大防止活動や各国政府、金融機関等の航空会社への財政的支援を含む経済対策の効果等により、世界経済や航空会社の経営環境は最悪期を脱するものの、新型コロナウイルス感染症の影響が収束し感染拡大前の状況に戻るには、今後1年ないし2年程度を要するものと想定しております。今後、当社グループの想定と異なる状況となった場合は、上記のリスクが顕在化し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

当社は金融ソリューション事業及びメディア関連事業から構成されておりますが、金融ソリューション事業の連結売上高、連結営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計に占める割合がいずれも90%以上を占めるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 経営成績等の状況

当連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）における世界経済の状況は、世界規模へ拡大した新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）により、急速に企業収益が悪化し、個人消費が縮小いたしました。感染拡大防止のための世界各国の入国制限・行動制限は継続し、特に航空業界の経営環境は厳しい状況で推移いたしました。

感染症拡大が続く中で、世界各国は感染拡大の防止策を講じながら社会経済活動のレベルを引き上げる方法を模索しております。日本経済の状況も同様に、企業収益や雇用環境は厳しい状況で推移しております。依然として感染症の深刻化や長期化の懸念材料もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の中で、当社グループは、「金融を通じて社会に貢献する企業であり続ける」を経営理念として、主力3事業（オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業及びパーツアウト・コンバージョン事業）を中心に企業価値向上に努めてまいりました。

#### 経営成績の状況

当連結会計年度と前連結会計年度との増減額、増減率は下表のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率（％）
売上高	16,647	17,707	1,059	6.4
営業利益	8,188	7,009	1,178	14.4
経常利益	7,184	6,064	1,119	15.6
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,555	3,831	723	15.9

#### （売上高）

当連結会計年度における売上高は17,707百万円となり、前連結会計年度に比べて1,059百万円、6.4%増収となりました。

オペレーティング・リース事業の当連結会計年度の売上高は16,561百万円となり、前連結会計年度に比べて1,118百万円、7.2%増収となりました。リース期間満了となる機体の延長及び売却に伴う受取手数料などが寄与し、増収となりました。商品組成額は95,064百万円（前連結会計年度比72.2%減）と低水準にとどまり低調となった影響を受けて期末の商品出資金残高は、28,431百万円（前連結会計年度比65.5%減）となりました。

環境エネルギー事業の当連結会計年度の売上高は414百万円となり、前連結会計年度に比べて40百万円、10.9%の増収となりました。主に、太陽光発電所のマネジメント手数料と売電収入によるものです。新たな太陽光発電所の稼働や過去の太陽光発電事業ファンドの償還を迎えましたが、太陽光発電事業の新規ファンド組成及び販売を見送り、感染症の収束が見通せるまでの間、自社で保有することとしたため、売電収入が増収に寄与いたしました。

パーツアウト・コンバージョン事業の売上高は177百万円となり、前連結会計年度に比べて165百万円、1,344.2%の増収となりました。退役航空機を解体した各部品を管理し、整備会社、リース会社及び航空会社等へ販売するパーツアウト事業、並びに旅客機を貨物機に改造するコンバージョン事業での案件獲得に努めました。

金融ソリューション事業におけるその他事業の当連結会計年度の売上高は341百万円となり、前連結会計年度に比べて196百万円、36.5%減収となりました。

その結果、金融ソリューション事業の当連結会計年度の売上高は17,494百万円となり、前連結会計年度比に比べて1,128百万円、6.9%増収となりました。

一方、メディア関連事業の当連結会計年度の売上高は212百万円となり、前連結会計年度に比べて68百万円、24.4%減収となりました。

(売上総利益)

売上原価は、個別に従来と原価構造の異なる案件があったため、売上と売上原価が両建てで増加したことにより6,383百万円となり、前連結会計年度に比べて1,472百万円、30.0%増となりました。

この結果、当連結会計年度における売上総利益は11,323百万円となり、前連結会計年度に比べて412百万円、3.5%減となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は7,009百万円となり、前連結会計年度に比べて1,178百万円、14.4%減となりました。

販売費及び一般管理費は、人員増による人件費2,436百万円(前連結会計年度比41.5%増)、その他の費用1,877百万円(前連結会計年度比2.8%増)等を計上したことにより4,314百万円となり、前連結会計年度に比べて765百万円、21.6%増となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における経常利益は6,064百万円となり、前連結会計年度に比べて1,119百万円、15.6%減となりました。

営業外収益は、商品出資金売却益581百万円(前連結会計年度比4.7%減)、受取手数料281百万円(前連結会計年度比474.1%増)等を計上したことにより1,265百万円となり、前連結会計年度に比べて265百万円、26.5%増となりました。

営業外費用は、支払手数料1,004百万円(前連結会計年度比10.1%増)、為替差損439百万円(前連結会計年度比108.1%増)等を計上したことにより2,210百万円となり、前連結会計年度に比べて206百万円、10.3%増となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は3,831百万円となり、前連結会計年度に比べて723百万円、15.9%減となりました。

法人税、住民税及び事業税は386百万円、法人税等調整額が1,813百万円となりました。

財政状態の分析

当連結会計年度末の財政状態は、前連結会計年度末と比較して総資産が46,709百万円減少し、負債が49,538百万円減少しました。また、純資産は2,828百万円増加いたしました。その結果、当連結会計年度末における自己資本比率は、34.7%となりました。

当連結会計年度における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(総資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比較して46,709百万円減少の112,170百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比較して45,905百万円減少の105,261百万円となりました。これは主に、商品出資金53,940百万円、現金及び預金14,862百万円及び未成業務支出金4,016百万円がそれぞれ減少し、立替金12,871百万円、前渡金10,708百万円、及び商品5,207百万円がそれぞれ増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比較して806百万円減少の6,826百万円となりました。これは主に、繰延税金資産が1,791百万円減少し、投資有価証券252百万円及び有形固定資産247百万円がそれぞれ増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して49,538百万円減少の73,084百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比較して52,223百万円減少の64,374百万円となりました。これは主に、短期借入金39,398百万円及び前受収益10,801百万円がそれぞれ減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末と比較して2,685百万円増加の8,710百万円となりました。これは主に、長期借入金2,752百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末と比較して2,828百万円増加の39,085百万円となりました。これは主に、利益剰余金が2,979百万円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」といいます。)は前連結会計年度末に比べて14,862百万円減少し、21,377百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は24,024百万円(前連結会計年度は20,670百万円の使用)となりました。主な獲得要因は、税金等調整前当期純利益の計上6,064百万円及び、商品出資金の減少53,940百万円によります。一方、主な使用要因は、立替金の増加12,609百万円、前渡金の増加10,708百万円及び前受収益の減少10,745百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,727百万円(前連結会計年度は1,771百万円の使用)となりました。主な使用要因は、貸付けによる支出1,979百万円及び、投資有価証券の取得による支出538百万円です。一方、主な獲得要因は、貸付金の回収による収入1,258百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は37,054百万円(前連結会計年度は38,983百万円の獲得)となりました。主な使用要因は、短期借入金の返済による支出117,609百万円です。一方、主な獲得要因は、短期借入れによる収入78,758百万円です。



## 組成及び販売の実績

## ( ) 組成実績

当社グループにおけるオペレーティング・リース事業及び環境エネルギー事業の当連結会計年度の組成金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比(%)
オペレーティング・リース組成金額(百万円)	95,064	72.2
オペレーティング・リース組成件数(件)	14	73.1
環境エネルギー組成金額(百万円)	-	-
環境エネルギー組成件数(件)	-	-

(注) 1. 金額は、事業開始日時点におけるSPCの金融機関からの借入額と匿名組合出資金の合計額であり、物件価額、専門家費用及び支払手数料の合計額であります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 外貨建のオペレーティング・リース事業の組成金額の本邦通貨への換算は、組成時の為替レートを採用しております。

## ( ) 販売実績

当連結会計年度の販売(売上)実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比(%)
金融ソリューション事業(百万円)	17,494	6.9
オペレーティング・リース事業(百万円)	16,561	7.2
環境エネルギー事業(百万円)	414	10.9
パーツアウト・コンバージョン事業(百万円)	177	1,344.2
その他事業(百万円)	341	36.5
メディア関連事業(百万円)	212	24.4
合計(百万円)	17,707	6.4

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の連結売上高に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
JPP第1号株式会社	3,306	19.9	4,394	27.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 販売実績の連結売上高に対する割合が10%未満の相手先に対しては、原則として記載を省略しております。

## (3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

## 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営成績等の状況 経営成績等の状況、財政状態の分析」に記載のとおりであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

## キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

## (キャッシュ・フローの状況)

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## (資金調達及び流動性)

当社グループは、オペレーティング・リース事業を展開する上で、当該事業に係る出資（匿名組合契約に基づく権利）を、投資家に地位譲渡することを前提に一時的に当該出資金（匿名組合契約に基づく権利）を引き受けます。当社グループは、その引き受けた出資金を「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家の需要を勘案しながら販売（地位譲渡）しております。

環境エネルギー事業においては、発電施設の設備や権利を取得するため、事業開始以前に立替金として資金拠出が必要となります。

また、航空機を対象としたパーツアウト・コンバージョン事業においては、機体や部品の購入資金及び機体の改造費用が必要となります。

当該出資金（匿名組合契約に基づく権利）を引き受けるための資金及び発電施設の設備・権利を立替取得するための資金並びにパーツアウト・コンバージョン事業における機体や部品の購入及び機体の改造費用に要する資金は、自己資金のほか、金融機関からの借入により資金調達を行っております。

当社グループの資金調達につきましては、金融機関より短期借入金56,415百万円、長期借入金8,556百万円及び総額3,306百万円の私募債の発行により構成されております。その結果、当連結会計年度末の当社グループの借入金及び社債の残高は、68,278百万円となりました。

当社グループは、投資家のニーズに対応して幅広い金融サービスを提供するため、資金調達については安定性の確保とコストの抑制を図るよう努めております。

また、運転資金の流動性の確保及び効率的な調達を行うため、取引銀行56行と極度額123,540百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約（シンジケート方式含む）を締結しており、当連結会計年度末における未使用借入枠は67,452百万円であり、資金の流動性は十分に確保されております。

## 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、合理的に判断して行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（追加情報）」に記載しております。

## 経営指標の推移

「(2) 経営成績等の状況」に記載のとおり、当連結会計年度は、「親会社株主に帰属する当期純利益 2 桁成長」という目標に対して、前連結会計年度比15.9%減となりました。これは、新型コロナウイルス感染症が与える営業活動への影響が想定よりも回復スピードが緩やかであること、売上原価、販売費及び一般管理費が増加したことなどによるものであります。

「連結配当性向を中期的に20%以上」という目標につきましては、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載のとおり、当連結会計年度の連結配当性向は25.0%となりました。

	前々連結会計年度 (2018年12月期)	前連結会計年度 (2019年12月期)	当連結会計年度 (2020年12月期)
親会社株主に帰属する 当期純利益 伸長率	84.3%	9.3%	15.9%
連結配当性向	8.5%	14.4%	25.0%

(注) 前連結会計年度より、オペレーティング・リース事業の売上高及び売上原価の会計処理についての会計方針の変更を行っており、前々連結会計年度については会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

コロナ禍収束後には、市場環境の変化に適応した的確な戦略を推進し、企業価値向上へとつなげてまいります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において重要な設備投資及び重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物(附属設備) (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフトウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	金融ソリューション事業	本社業務設備	108	-	94	40	244	125 (5)
西日本支社 (大阪市中央区)	金融ソリューション事業	支社業務設備	9	-	-	3	12	15 (1)
平田村太陽光発電所 (福島県平田村)	金融ソリューション事業	環境エネルギー事業設備	-	39 (25,176)	-	-	39	-
平田村第2発電所 (福島県平田村)	金融ソリューション事業	環境エネルギー事業設備	-	36 (16,693)	-	-	36	-
日光高德太陽光発電所 (栃木県日光市)	金融ソリューション事業	環境エネルギー事業設備	-	33 (24,656)	-	-	33	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。  
 4. 本社及び西日本支社は賃借しており、本社の当連結会計年度の賃借料は153百万円であり、西日本支社の当連結会計年度の賃借料は11百万円であります。  
 5. 平田村太陽光発電所および平田村第2発電所、日光高德太陽光発電所の土地はそれぞれ非連結子会社であるJPS第3号株式会社、JPS第29号株式会社、JPS第8号株式会社にすべて賃貸しております。  
 6. 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書しております。

##### (2) 国内子会社

2020年12月31日現在における国内子会社の各事業所の設備は、重要性がないため記載を省略しております。

##### (3) 海外子会社

2020年12月31日現在における海外子会社の各事業所の設備は、重要性がないため記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,590,200	30,590,200	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株であり ます。
計	30,590,200	30,590,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第1回新株予約権(2014年2月27日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2020年12月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)1、5、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125(注)2、5、6、7
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2023年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125(注)5、 6、7 資本組入額 62.5(注)5、 6、7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（ ）から（ ）までの期間ごとに、以下（ ）から（ ）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ ）株式公開の日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。

（ ）権利行使開始日から起算して2年を経過した日からは、毎月割当数の72分の1を上限として行使することができる。

(2) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

(3) 上記の規定にかかわらず、新株予約権者は、退任又は退職後の2か月間は新株予約権を行使することができる。当該期間内に行使されなかった新株予約権は、上記(2)の規定の但し書きにより行使が認められたものを除き、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者が、その後当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

(6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。

(7) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

4. 組織再編成行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 当社は、2014年5月2日付で普通株式1株を200株とする株式分割を行っております。これにより、上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
6. 2015年1月1日付で普通株式1株を5株とする株式分割を行っております。そのため、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
7. 2017年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。そのため、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

## 第2回新株予約権(2016年8月18日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2020年12月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 3 当社及び子会社従業員 28
新株予約権の数(個)	2,999(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	737
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	599,800(注) 1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,431(注) 2、8
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2023年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,431(注) 8 資本組入額 715.5(注) 3、8
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式100株とする。

2. 新株予約権の行使に際してする出資価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。



#### 4. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2017年12月期から2019年12月期の3事業年度におけるいずれかの期の営業利益が4,700百万円を超過している場合に、新株予約権を行使することができる。なお、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2018年4月1日から2019年3月31日までの期間では、新株予約権者は割当を受けた新株予約権の総数の2分の1を上限として行使することができる。

2019年4月1日から2020年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の6を上限として行使することができる。

2020年4月1日から2021年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の7を上限として行使することができる。

2021年4月1日から2022年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の8を上限として行使することができる。

2022年4月1日から2023年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の9を上限として行使することができる。

2023年4月1日から2023年9月1日までの期間では、割当を受けた新株予約権の総数の全部を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認める。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

下記7. に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 2017年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。そのため、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

## 第3回新株予約権（2018年3月15日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年12月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 3 当社及び子会社従業員 79
新株予約権の数(個)	3,047(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	623
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	304,700(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,600(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,600 資本組入額 2,300(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式100株とする。

2. 新株予約権の行使に際してする出資価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2018年12月期から2020年12月期の3事業年度におけるいずれかの期の営業利益が100億円を超過している場合に、新株予約権を行使することができる。なお、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2019年4月1日乃至2020年3月31日までの期間：50%まで

2020年4月1日乃至2021年3月31日までの期間：60%まで

2021年4月1日乃至2022年3月31日までの期間：70%まで

2022年4月1日乃至2023年3月31日までの期間：80%まで

2023年4月1日乃至2024年3月31日までの期間：90%まで

2024年4月1日以降、行使期間終期までの期間：全て

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認める。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

下記7. に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2016年4月25日 (注)1	950,000	12,086,500	1,502	1,880	1,502	1,822
2016年5月25日 (注)2	105,100	12,191,600	166	2,046	166	1,988
2016年7月1日～ 2016年10月31日 (注)3	119,000	12,310,600	14	2,061	14	2,003
2017年7月25日 (注)4	1,070,000	13,380,600	2,149	4,210	2,149	4,152
2017年8月23日 (注)5	160,500	13,541,100	322	4,532	322	4,474
2017年9月1日 (注)6	13,541,100	27,082,200	-	4,532	-	4,474
2017年9月25日～ 2017年12月17日 (注)7	180,000	27,262,200	11	4,544	11	4,486
2018年6月4日 (注)8	2,350,000	29,612,200	6,158	10,702	6,158	10,644
2018年6月27日 (注)9	319,800	29,932,000	838	11,540	838	11,482
2018年4月30日～ 2018年12月31日 (注)10	299,600	30,231,600	99	11,639	99	11,581
2019年5月31日～ 2019年12月31日 (注)11	190,400	30,422,000	18	11,658	18	11,600
2020年6月30日～ 2020年12月31日 (注)12	168,200	30,590,200	11	11,670	11	11,612

## (注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,355円 引受価額 3,162.77円 資本組入額 1,581.385円 払込金総額 3,004百万円

## 2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 3,355円 引受価額 3,162.77円 資本組入額 1,581.385円 払込金総額 332百万円

## 3. 新株予約権の行使による増加であります。

## 4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,260円 引受価額 4,017.17円 資本組入額 2,008.585円 払込金総額 4,298百万円

## 5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 4,260円 引受価額 4,017.17円 資本組入額 2,008.585円 払込金総額 644百万円

## 6. 株式分割(1:2)によるものであります。

## 7. 新株予約権の行使による増加であります。

## 8. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 5,558円 引受価額 5,241.2円 資本組入額 2,620.6円 払込金総額 12,316百万円

## 9. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 5,558円 引受価額 5,241.2円 資本組入額 2,620.6円 払込金総額 1,676百万円

## 10. 新株予約権の行使による増加であります。

## 11. 新株予約権の行使による増加であります。

## 12. 新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	22	24	203	96	49	26,176	26,570	-
所有株式数(単元)	-	41,922	3,404	69,401	14,806	230	175,868	305,631	27,100
所有株式数の割合(%)	-	13.716	1.113	22.707	4.844	0.075	57.542	100	-

(注) 自己株式540,392株は、「個人その他」に5,403単元及び「単元未満株式の状況」に92株含まれております。

## (6)【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
白岩 直人	東京都世田谷区	6,875,000	22.88
株式会社こうどうホールディングス	東京都世田谷区成城2丁目21番4	6,400,000	21.30
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8番12	3,120,000	10.38
村田吉隆	東京都世田谷区	372,000	1.24
石川禎二	神奈川県川崎市麻生区	368,000	1.22
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿区新宿6丁目27番30)	366,481	1.22
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3	357,000	1.19
THE BANK OF NEW YORK 133972 (常任代理人 みずほ銀行決済営業 部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1)	200,400	0.67
双日株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目1-1	200,000	0.67
株式会社日本カストディ銀行(信託 口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	157,600	0.52
計	-	18,416,481	61.29

(注) 1. 上記のほか、自己株式が540,392株あります。

2. 2020年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、下記の大量保有者が2020年5月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	レオス・キャピタルワークス株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
保有株券等の数	株式 1,107,800株
株券等保有割合	3.64%

3. 2020年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、下記の大量保有者が2020年3月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	みずほ証券株式会社
住所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
保有株券等の数	株式 28,700株
株券等保有割合	0.09%

大量保有者	アセットマネジメントOne株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
保有株券等の数	株式 721,300株
株券等保有割合	2.37%



## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 540,300	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,022,800	300,228	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 27,100	-	-
発行済株式総数	30,590,200	-	-
総株主の議決権	-	300,228	-

「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

## 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号	540,300	-	540,300	1.77
計	-	540,300	-	540,300	1.77

(注) 上記には、単元未満株式92株は含まれておりません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	111	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	540,392	-	540,392	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要視しており、配当政策についても重要な経営課題のひとつとして認識しております。当社の利益配分の基本方針は、将来の事業展開と財務基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績連動と安定配当のバランスを考慮した配当を実施することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当金の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針に基づき1株当たり年間配当32円、連結配当性向は25.0%となりました。業績が期初の予想を下回ったものの、安定配当を重視し、期初予想どおりである1株当たり16円の間配当を実施し、同じく1株当たり16円の期末配当を実施いたしました。

内部留保金につきましては、将来の事業展開と財務基盤強化のために有効活用してまいります。

当社は、会社法第454条第5項に規定される中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2020年7月31日 取締役会決議	478	16.0
2021年3月26日 定時株主総会決議	480	16.0

次期の配当につきましては、コロナ禍の長期化による減益を見込んでおりますが、安定配当を重視し、当事業年度と同額である1株当たり中間配当金16円、1株当たり期末配当金16円、1株当たり年間配当金32円(連結配当性向34.3%)を予想しております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主・顧客・従業員・取引先等のステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、貢献するという経営方針を実現するため、経営上の組織体制を整備するなどの諸施策を実施して、その責任を果たしていくことを基本方針としております。

当社取締役会では、社内取締役と独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、監査役による監査を通して、取締役の業務の適法性、効率性及び意思決定プロセスの妥当性などを厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実を図っています。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### a.企業統治の体制の概要

当社は、会社法及び関連法令に基づき監査役会制度を採用しております。

##### (a)取締役会

当社の取締役会は、本有価証券報告書提出日現在8名（うち社外取締役4名）であり、白岩直人（議長）、石川禎二、村田吉隆、杉本健、森嶺（社外取締役）、柳井俊二（社外取締役）、前川晶（社外取締役）及び井戸清人（社外取締役）であります。

取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催を行い、2020年12月期における取締役会は合計13回開催しました。

取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

社外取締役4名を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

なお、取締役会における経営の意思決定機能の強化及び迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。

##### (b)監査役会

当社の監査役会は、本有価証券報告書提出日現在3名（うち社外監査役2名）であり、小林治（常勤監査役、議長）、小松澤仁（社外監査役）及び山口久男（社外監査役）であります。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。

監査役会は、原則毎月1回開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。

2020年12月期における監査役会は合計13回開催しました。

監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

##### (c)内部監査

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けております。

社長直轄の内部監査担当者2名がその業務を遂行しております。

内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と内部監査情報の緊密な連携のもと、内部監査計画書に基づき実施しております。

内部監査結果は代表取締役社長に報告するほか、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止に努めております。

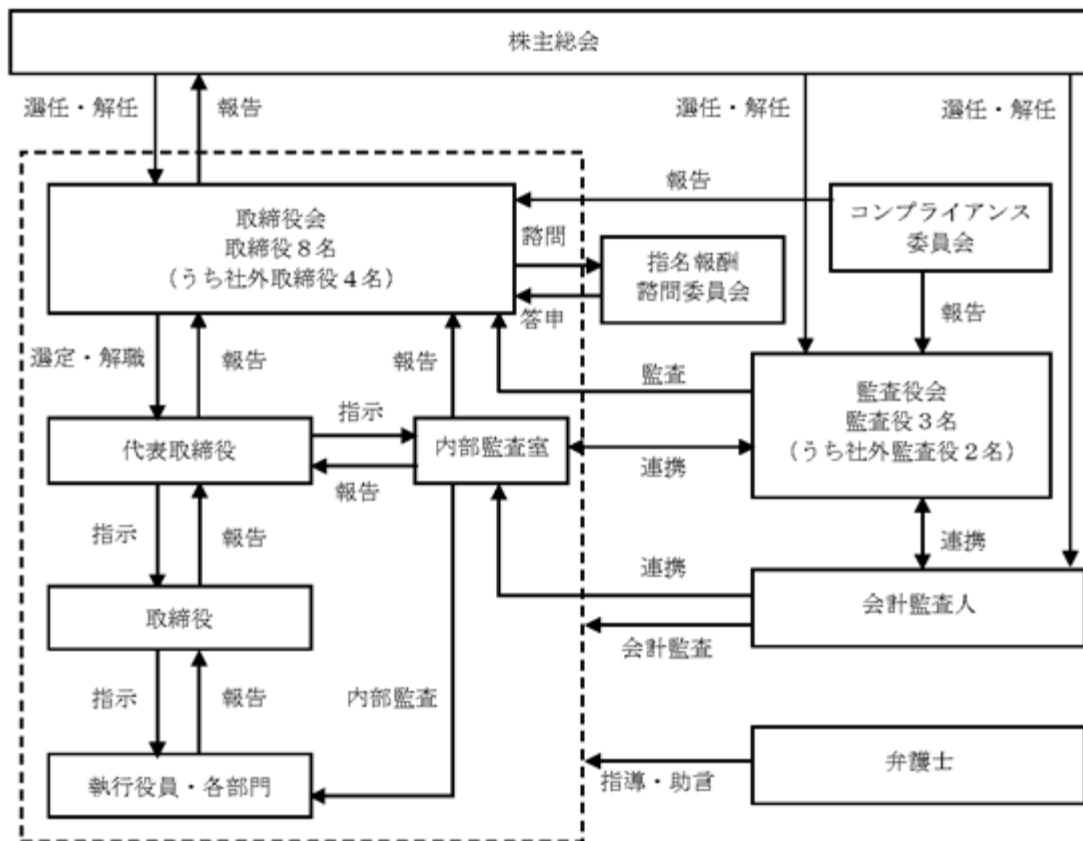
##### b.企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役の半数を社外取締役（4名）とし、経営に対するチェック機能を高めております。また、社外監査役を2名選任し、社外取締役と併せてコーポレート・ガバナンス機能を担保しております。さらに、必要に応じ顧問弁護士に対して意見を求められる体制も構築しております。

以上より、現状の会社規模等を勘案すれば、現段階においてはガバナンス体制が十分に機能している体制となっております。

#### c. 会社の機関と内部統制の関係

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は次のとおりであります。



#### d. リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおり、リスクマネジメント管理委員会が、全社的なリスク管理体制を統括しています。

当社は、業務上発生するリスクや日常業務の中で発生するリスクに対応する「危機管理マニュアル」を制定して、リスク管理体制を構築しています。また、各部署が管理本部と連携して、重要事項について速やかに報告する体制となっております。

また、顧問弁護士等の外部の専門家と適宜連携をとることにより、発生したリスクに対して迅速な対応ができる体制を整えております。

法令違反その他法令上疑義のある行為等の通報のために、内部通報制度を運用しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### a. 内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (c) コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会により取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識したうえで、法令遵守体制を整備し、推進する。
- (d) 代表取締役社長直轄の内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。(e) 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社グループの通報窓口を設置し、適切に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規定に基づき、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、自然災害、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (b) リスク情報等については各部門責任者並びにグループ会社責任者より取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、組織横断的にリスク状況を監視し、対応する。また、それぞれの担当部署は、リスク管理に関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、適切にリスク対応を行う。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止するものとする。
- (d) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的なリスク管理体制を見直すものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会の意思決定機能、監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、代表取締役及び各取締役は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、社内規程に定められた権限及び責任の範囲で、自己の業務を執行する。
- (b) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行い、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (c) 各部門においては、社内規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

5．当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社においては、「グループ経営理念」に基づき、社会倫理、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、業務の適正を確保し、実効性のある経営管理を行う。
- (b) 子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な規程並びに取締役の職務の執行に係る権限の保存及び管理に関する規程の整備を推進する。
- (c) 子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備を推進するとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
- (d) 子会社においては、損失の危機の管理に関する規程の整備を推進するとともに、個々のリスクの把握と統合的なリスク管理の体制を整備し、不測の事態が発生した場合には損害拡大を防止すべく適切な対応を行うものとする。
- (e) 子会社においては、当社に対し必要な経営上の報告を行う。
- (f) 当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況を監査する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役からの求めがある場合には、速やかに監査役を補助する使用人を置くこととする。
- (b) 指示を受けた使用人はその指示に関しては、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示の実効性を確保するとともに取締役からの独立性を確保する。
- (c) 監査役の指示に従ったことを理由に、人事その他社内処遇上、何らの不利益な取扱をすることは行わない。

#### 7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求められることができることとする。
- (b) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、業績又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、その他、監査役職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに当社監査役又は監査役会に対して報告を行う。なお、当該報告事項には、当社グループ会社から当社取締役及び使用人が報告を受けた重要事項を含む。
- (c) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

#### 8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に必要な費用について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払又は償還の請求をした場合には、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

#### 9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役との間で定期的な会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告、検討するなど代表取締役との相互認識を深めた体制とする。
- (b) 監査役は、内部監査部門・会計監査人との連携等を通じ、監査の実効性と効率を高めた体制を構築する。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の体制を構築する。

#### 11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (a) 当社グループは、反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。また、取引先がこれらとかわかる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) 反社会的勢力による被害を防止するための教育体制を構築するとともに、対応方法等を整備し、周知する。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によってその責任を免除することができる旨を定款で定めております。



## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性 11名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	白岩 直人	1961年7月6日生	1985年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年7月 バンク・オブ・ザ・ウエスト入社 日系企業部長 2004年6月 有限会社ジャパン・インベストメント・アドバイザー(現 株式会社こうどうホールディングス) 取締役 2006年1月 同社 代表取締役(現任) 2006年9月 有限会社ジャパン・インベストメント・アドバイザーから新設分割により株式会社ジャパン・インベストメント・アドバイザー(現 当社)を設立 代表取締役社長(現任) 2007年1月 CAIJ株式会社設立(現 フィンスパイア株式会社) 代表取締役社長 2013年10月 JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 代表取締役会長(現任) 2015年9月 株式会社日本証券新聞社 代表取締役会長	(注)3	6,875,000
取締役 事業開発本部長	石川 禎二	1961年5月5日生	1985年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1999年6月 三和ビジネスクレジット株式会社(現 三菱UFJリース株式会社)へ出向 2010年4月 アピエーション・プラス株式会社設立 代表取締役 2011年8月 JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 代表取締役社長(現任) 2011年10月 当社入社 2014年3月 当社取締役(現任) 2015年12月 Vallair Capital SAS 取締役(現任) 2017年10月 JLPS Holding Ireland Limited 取締役(現任)	(注)3	368,000
取締役 営業本部長(西日本担当)兼西日本支社長	村田 吉隆	1962年4月4日生	1986年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年9月 株式会社モビット(現 株式会社SMBCモビット) 出向 2008年4月 当社入社専務執行役員 2009年4月 CAIJ株式会社(現 フィンスパイア株式会社)入社常務執行役員 2013年10月 JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 専務取締役(現任) 2014年3月 当社取締役(現任)	(注)3	372,000
取締役 管理本部長	杉本 健	1963年6月18日生	1987年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社) 入社 2004年2月 フィンテックグローバル株式会社入社 2004年6月 同社取締役 2014年3月 当社入社経営企画部長 2015年4月 執行役員管理本部長兼経営企画部長 2016年10月 執行役員管理本部長 2017年6月 フィンスパイア株式会社監査役 2018年3月 当社取締役(現任) 2020年3月 JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 取締役(現任)	(注)3	7,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	森 嶷	1942年 6 月 5 日生	1966年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1987年 6 月 三和インターナショナルファイナンスリミテッド(香港) 社長 1994年 6 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 取締役新宿新都心支店長 1997年 5 月 同行常務取締役ニューヨーク支店長 2000年 4 月 同行専務執行役員ニューヨーク支店長 2001年 4 月 UFJアセットマネジメント株式会社(現 MU投資顧問株式会社) 取締役社長 2005年 6 月 株式会社ニチイ学館代表取締役社長 2009年 5 月 株式会社ニチイ総合研究所代表取締役社長 2013年 3 月 当社社外取締役(現任) 2015年 4 月 株式会社エヌエムピースペシャリスト取締役	(注) 3	10,000
取締役	柳井 俊二	1937年 1 月15日生	1961年 4 月 外務省入省 1995年 8 月 外務審議官 1997年 7 月 外務事務次官 1999年10月 駐米大使 2002年 4 月 中央大学法学部教授 2003年 4 月 早稲田大学法学部客員教授 2003年 6 月 三菱電機株式会社社外取締役 2004年 4 月 中央大学大学院法務研究科教授 2005年10月 国際海洋法裁判所判事 2007年 7 月 早稲田大学特命教授 2010年 6 月 株式会社ニフコ社外取締役 2011年10月 国際海洋法裁判所所長 2014年 9 月 同裁判所判事(現任) 2015年 2 月 ブラウドフットジャパン株式会社取締役(現任) 2015年 4 月 朝日大学法学部・大学院客員教授 2016年 3 月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	前川 晶	1972年10月9日生	1999年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 岡村総合法律事務所入所 2006年2月 財務省関東財務局勤務(金融証券検査官) 2008年1月 増田パートナーズ法律事務所入所 2009年8月 前川晶法律事務所長 2010年4月 立教大学法務研究科法務講師 2010年9月 國學院大学法科大学院客員教授 2011年2月 法律事務所イオタ パートナー (現任) 2016年4月 第一東京弁護士会副会長 2017年4月 社会福祉法人あすみ福祉会評議員 (現任) 2018年3月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 東京簡易裁判所民事調停委員(現任)	(注)3	-
取締役	井戸 清人	1950年10月30日生	1973年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1980年3月 西独フランクフルト総領事館領事 1989年7月 米州開発銀行財務局次長 1993年6月 大蔵省(現 財務省)国際金融局課長 1998年7月 大臣官房参事官(副財務官) 審議官(国際局担当) 1999年6月 外務省在アメリカ合衆国 日本国大使館公使 2002年7月 財務省大臣官房審議官(国際局担当) 2003年1月 同省国際局次長 2004年7月 同省国際局長 2006年8月 日本銀行理事 2011年4月 株式会社国際経済研究所 副理事長(現任) 2014年6月 日本電産株式会社社外取締役	(注)3	-
常勤監査役	小林 治	1948年9月18日生	1967年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1997年7月 関東財務局理財部統括金融証券検査官 2000年7月 関東財務局理財部検査総括課長 2001年7月 北陸財務局富山財務事務所長 2003年7月 東北財務局理財部検査監理官 2004年7月 預金保険機構入構検査部参事役 2007年5月 伊藤忠キャピタル証券株式会社入社監査室長 2008年7月 同社取締役管理本部長 2013年2月 当社入社 2013年3月 当社監査役(現任) 2013年10月 JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 監査役(現任)	(注)5	5,000
監査役	小松澤 仁	1943年2月23日生	1966年4月 中小企業金融公庫 入庫 1973年2月 日本マイクロモーター株式会社 事業 管財人代理 1993年6月 三松堂印刷株式会社 総務・経理担当 顧問 1995年4月 秋田木材産業株式会社 代表取締役会 長 1997年12月 株式会社同朋舎 代表取締役社長 2004年4月 ユーリーグ株式会社 監査役 2007年7月 いきいき世代の会プランニング株式会 社(現 SBいいきいき少額短期保険株 式会社)社外監査役 2013年7月 当社社外監査役(現任) 2015年9月 株式会社日本証券新聞社監査役(現 任)	(注)4	6,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	山口 久男	1943年2月18日生	1961年4月 名古屋国税局入局 1989年7月 東京国税局調査第1部特別国税調査官 1995年7月 税務大学校主任教授 1999年7月 大森税務署長 2000年7月 王子税務署長 2001年8月 税理士登録 2001年8月 山口久男税理士事務所所長(現任) 2008年6月 株式会社ヒューネット(現 株式会社RISE) 監査役 2009年6月 エームサービス株式会社監査役(現任) 2014年2月 当社社外監査役(現任) 2016年6月 ホームポジション株式会社社外取締役 監査等委員(現任)	(注)4	10,200
計					7,653,200

- (注) 1. 取締役森嶺、柳井俊二、前川晶及び井戸清人は、社外取締役であります。
2. 監査役小松澤仁及び山口久男は、社外監査役であります。
3. 2020年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 2018年3月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
伊牟田 均	1948年2月27日生	1970年4月 野村証券株式会社入社 1987年6月 ノムラ・ニューヨーク・リミテッド副社長 1988年7月 野村証券株式会社国際金融部長 1990年6月 ノムラ・シンガポール・リミテッド取締役社長 1993年6月 日本合同ファイナンス株式会社(現ジャフコグループ株式会社)取締役 1997年6月 JAFCO America Ventures Inc.会長 2001年6月 株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社)専務取締役 2003年6月 野村・中国投資(株)副社長 兼 オークラガーデンホテル上海副理事長 兼 北京発展大厦有限公司常務理事 2008年6月 城山観光株式会社代表取締役副社長 2009年4月 城山観光株式会社代表取締役社長 2015年6月 城山観光株式会社取締役会長 2016年4月 国立大学法人鹿児島大学常勤監事(業務担当) 2020年4月 鹿児島県観光プロデューサー(県知事委嘱)(現任)	500

#### 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役4名及び社外監査役2名を選任しております。

当該社外取締役及び社外監査役との間には、新株予約権の付与及び同新株予約権の行使による当社株式を所有していることを除き、特別な利害関係はありません。

社外取締役森嶺氏は、株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の元取締役であります。退任後相当期間が経過しております。なお、当社グループは同社との間で資金の借入がありますが、その取引は市場金利等の状況を考慮し一般の取引条件と同様に決定しております。

同氏は、過去に株式会社ニチイ学館及び株式会社ニチイ総合研究所代表取締役社長でありましたが、当社グループと各法人との間には利害関係はありません。

社外取締役柳井俊二氏は、国際海洋法裁判所判事及びクラウドフット・ジャパン株式会社取締役であります。当社グループと各法人との間には利害関係はありません。

同氏は、過去に学校法人中央大学教授、学校法人早稲田大学教授、三菱電機株式会社社外取締役及び株式会社ニフコ社外取締役でありましたが、当社グループと各法人との間には利害関係はありません。

社外取締役前川晶氏は、法律事務所イオタ パートナー及び東京簡易裁判所調停委員であります。当社グループと同法人との間には利害関係はありません。

同氏は、過去に学校法人立教学院立教大学講師及び学校法人國學院大學大学院教授でありましたが、当社グループと各法人との間には利害関係はありません。

社外取締役井戸清人氏は、株式会社国際経済研究所副理事長であります。当社グループと同社との間には利害関係はありません。

同氏は、過去に日本銀行理事及び日本電産株式会社社外取締役でありましたが、当社グループと各法人との間には利害関係はありません。

社外監査役小松澤仁氏は、過去に秋田木材産業株式会社代表取締役会長、株式会社同朋舎代表取締役社長、ユーリーグ株式会社監査役及びいきいき世代の会ブランニング株式会社(現SBIいきいき少額短期保険株式会社)社外監査役でありましたが、当社グループと各法人との間には利害関係はありません。

社外監査役山口久男氏は、山口久男税理士事務所所長、エームサービス株式会社監査役及びホームポジション株式会社社外取締役であります。当社グループと各法人との間には利害関係はありません。

同氏は、過去に株式会社ヒューネット（現株式会社RISE）監査役でありましたが、当社グループと同法人との間には利害関係はありません。

当社の現在の社外取締役及び社外監査役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視・監督、助言といった期待される機能及び役割を果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与していただいております。

社外取締役 森嶋氏、柳井俊二氏、前川晶氏及び井戸清人氏の4名は、東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準を下記のとおり定めており、社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、経営の監督機能を遂行するため、会社からの独立性の確保を重視しております。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
2. 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者である者
3. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（その財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。）
4. 当社の主要借入先またはその業務執行者である者
5. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
6. 当社の業務執行者である者が他の会社の社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者である者
7. 当社の大株主またはその業務執行者である者
8. 過去3年間に於いて上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者（なお、重要な地位にある者に限る）の近親者等
10. 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の近親者等

社外取締役又は社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において決算、監査、業務執行状況などの説明を受け、また取締役会に付議された議案の審議を通して取締役の職務執行を監督しており、内部監査、監査役監査及び会計監査との連携を図るとともに、内部統制部門との関係を構築しております。

社外監査役は、監査役会において内部監査や会計監査との協議内容などの説明を受け、また取締役会において業務執行状況などの説明を受けることにより、内部監査及び会計監査や社外取締役との連携を図るとともに、内部統制部門との関係を構築しております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名から構成されております。なお、法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監査しております。

監査役会は、原則毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。

常勤監査役の小林治は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (イ) 監査役会の開催回数と各監査役の出席状況

当事業年度において監査役会は合計13回開催され、各監査役の監査役会及び取締役会への出席状況は、次のとおりであります。

区分	氏名	監査役会出席状況（出席率）	取締役会出席状況（出席率）
常勤監査役	小林 治	全13回中13回（100%）	全13回中13回（100%）
社外監査役	小松澤 仁	全13回中13回（100%）	全13回中13回（100%）
社外監査役	山口 久男	全13回中13回（100%）	全13回中13回（100%）

## (ロ) 監査役会における主な検討事項

当事業年度において、監査役会における主な検討事項は以下のとおりであります。

年度の監査方針・監査計画・監査の方法・各監査役の職務分担の決定、補欠監査役の選任、会計監査人の評価と再任同意、監査法人から年度監査計画の説明を受け、監査法人の監査報酬に対する同意、常勤監査役による月次活動報告及び内部監査室から内部監査計画、内部監査結果並びに内部統制評価結果等について、意見交換を行っています。

## (ハ) 監査役の主な活動

常勤監査役は、監査役会で策定した監査方針・方法及び計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、各事業本部の業務及び財産の状況を調査・確認しております。また、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報、意見交換等を実施しています。

社外監査役は、常勤監査役と同様に取締役会への出席による経営方針の監査、期中監査、会計監査、財務統制に係る内部統制等の監査、期末監査等を行っております。

## 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室（2名）にて実施しております。

期首に立案・策定した内部監査計画書等に基づき、経営全般に亘る社内制度の運用状況及び業務遂行状況につき、その適法性及び妥当性に関する内部監査を実施しております。

内部監査結果は代表取締役社長に報告するほか、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止に努めております。また、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と緊密な連携のもと、内部監査を実施しております。

## 会計監査の状況

## a. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

## b. 継続監査期間

9年間

## c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員

鶴見 寛

指定有限責任社員 業務執行社員

河島 啓太

d. 監査業務に係わる補助者

公認会計士 6名 その他 7名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人に必要とされる監査品質、品質管理、専門性、独立性及び監査報酬等を総合的に勘案して選定しております。

f. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

g. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価を行っております。評価の実施に当たっては、監査法人の選定方針に記載した項目の他、直近の監査チームの体制、監査計画の妥当性、計画と実績の差異及びその原因分析等も含め、総合的に評価しております。



監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	20	-	26	-
連結子会社	3	-	4	-
計	23	-	30	-

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針としましては、監査日数、監査内容及び当社の事業内容、会社規模等を勘案して所定の手続を経て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目内容、監査項目別監査時間、報酬単価の適切性・妥当性並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において、役位、職務範囲等を勘案した上で、取締役会で決定しております。

当社は、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、株式の保有を通じて、企業価値の向上を意識した経営を促しています。

なお、2021年3月26日開催の第15回定時株主総会終結時以降の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、2021年3月18日開催の取締役会にて以下の通り決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう中期的には株主利益と連動した報酬体系を目指すものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、2022年3月開催予定の第16回定時株主総会終結時までの期間については、業務執行を担う取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととし、その金額の決定にあたり、当社業績を勘案するものとしております。

b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については支払わないものとしております。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の種類別の割合については、基本報酬のみとしております。

d. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、金銭での支払いとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定するものとしております。

なお、当該決定にあたっては、取締役会決議に基づき設置され、委員に社外取締役を含んで構成される指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重するものとしております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の変更に関する事項

社会情勢、当社の事業環境、当社の機関設計の変更等、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等について、見直しの要否を検討すべき事象が発生した場合は、代表取締役社長が随時検討の上、必要に応じて取締役会決議を経て変更するものとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数  
第15期（2020年12月期）における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	154	154	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	4	4	-	-	-	1
社外役員	21	21	-	-	-	5

(注) 1 . 当社の取締役の報酬等の額は、2016年3月25日開催の第10回定時株主総会の決議に基づき、取締役年額300百万円以内(うち社外取締役の報酬額は50百万円以内とし、使用人分給与は含みません。本株主総会終結時における取締役数は、7名です。)と上限を定めております。第15期(2020年12月期)の取締役の報酬は、2020年3月26日開催の取締役会にて決定しております。

(注) 2 . 監査役報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において、監査役協議にて決定しております。当社の監査役報酬等の額は、2013年3月28日開催の第7回定時株主総会の決議に基づき、監査役年額300百万円以内と定めております。第15期(2020年12月期)の監査役報酬は、2020年3月26日開催の監査役会にて決定しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社の純投資目的の投資株式に分類される要件は、株式値上がりの利益や配当金の受け取りなどによつての利益確保を目的とした投資であり、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式といたします。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

非上場株式のみ保有しているため、記載を省略しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	324
非上場株式以外の株式	-	-

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	4	324	業務遂行上の関係の維持強化や シナジー創出の為
非上場株式以外の株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

該当事項はありません。

## みなし保有株式

該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	303	1	372

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	165

当事業年度において投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度において投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号、以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

また、当社の連結財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位をもって記載することに変更しました。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	36,239	21,377
売掛金	6,661	4,076
商品	2,637	7,845
商品出資金	82,372	28,431
未成業務支出金	4,580	564
短期貸付金	1,244	1,522
前渡金	5,263	15,971
立替金	6,898	19,769
預け金	503	-
営業投資有価証券	1,561	1,677
未収入金	2,680	2,284
未収消費税等	272	1,506
その他	250	235
流動資産合計	151,167	105,261
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物(純額)	58	193
土地	39	108
その他(純額)	12	55
有形固定資産合計	1,109	1,357
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	102	105
のれん	11	7
特許権	0	0
無形固定資産合計	114	113
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,338,888	2,341,140
繰延税金資産	3,251	1,459
その他	3,272	3,774
貸倒引当金	3	19
投資その他の資産合計	7,407	6,354
固定資産合計	7,632	6,826
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	80	83
繰延資産合計	80	83
資産合計	158,879	112,170

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	39	18
業務未払金	677	191
短期借入金	95,813	56,415
1年内返済予定の長期借入金	2,266	2,132
1年内償還予定の社債	972	1,136
未払金	132	799
未払法人税等	2,335	15
未払消費税等	19	1
前受収益	13,574	2,772
株主優待引当金	40	56
賞与引当金	-	302
その他	726	533
流動負債合計	116,598	64,374
固定負債		
長期借入金	3,671	6,424
社債	2,316	2,170
繰延税金負債	26	-
その他	11	115
固定負債合計	6,025	8,710
負債合計	122,623	73,084
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,658	11,670
資本剰余金	11,593	11,605
利益剰余金	14,154	17,134
自己株式	1,470	1,470
株主資本合計	35,935	38,938
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	215	116
為替換算調整勘定	23	152
その他の包括利益累計額合計	191	35
新株予約権	16	15
非支配株主持分	114	166
純資産合計	36,256	39,085
負債純資産合計	158,879	112,170

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	16,647	17,707
売上原価	4,910	6,383
売上総利益	11,736	11,323
販売費及び一般管理費		
役員報酬	313	286
給料及び手当	1,155	1,346
賞与	252	803
支払手数料	192	204
支払報酬	142	103
租税公課	547	565
地代家賃	209	228
その他	734	775
販売費及び一般管理費合計	3,548	4,314
営業利益	8,188	7,009
営業外収益		
受取利息	208	201
受取手数料	48	281
商品出資金売却益	610	581
有価証券利息	87	146
その他	45	54
営業外収益合計	1,000	1,265
営業外費用		
支払利息	829	704
支払手数料	912	1,004
社債発行費償却	24	30
為替差損	210	439
持分法による投資損失	25	-
その他	1	31
営業外費用合計	2,004	2,210
経常利益	7,184	6,064
税金等調整前当期純利益	7,184	6,064
法人税、住民税及び事業税	3,843	386
法人税等調整額	1,315	1,813
法人税等合計	2,528	2,200
当期純利益	4,655	3,864
非支配株主に帰属する当期純利益	100	32
親会社株主に帰属する当期純利益	4,555	3,831



## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	4,655	3,864
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	131	98
為替換算調整勘定	23	128
その他の包括利益合計	107	226
包括利益	4,763	3,637
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,663	3,604
非支配株主に係る包括利益	100	32

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,639	11,574	10,176	1,470	31,919
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	18	18			37
剰余金の配当			565		565
親会社株主に帰属する当期純利益			4,555		4,555
自己株式の取得				0	0
連結範囲の変動			12		12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	18	18	3,978	0	4,015
当期末残高	11,658	11,593	14,154	1,470	35,935

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	84	0	83	16	60	32,080
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						37
剰余金の配当						565
親会社株主に帰属する当期純利益						4,555
自己株式の取得						0
連結範囲の変動						12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	131	23	107	0	53	160
当期変動額合計	131	23	107	0	53	4,176
当期末残高	215	23	191	16	114	36,256

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,658	11,593	14,154	1,470	35,935
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11			23
剰余金の配当			852		852
親会社株主に帰属する当期純利益			3,831		3,831
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	11	11	2,979	0	3,003
当期末残高	11,670	11,605	17,134	1,470	38,938

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	215	23	191	16	114	36,256
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						23
剰余金の配当						852
親会社株主に帰属する当期純利益						3,831
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	98	128	226	0	52	174
当期変動額合計	98	128	226	0	52	2,828
当期末残高	116	152	35	15	166	39,085

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	7,184	6,064
減価償却費	89	98
のれん償却額	8	3
為替差損益(は益)	445	455
商品出資金売却益	610	581
持分法による投資損益(は益)	25	37
受取利息及び受取配当金	208	201
支払利息	829	704
売上債権の増減額(は増加)	2,223	2,585
たな卸資産の増減額(は増加)	2,212	1,307
前渡金の増減額(は増加)	3,969	10,708
仕入債務の増減額(は減少)	833	507
商品出資金の増減額(は増加)	31,309	53,940
立替金の増減額(は増加)	642	12,609
未収入金の増減額(は増加)	2,525	538
預け金の増減額(は増加)	1,397	503
前受収益の増減額(は減少)	9,539	10,745
未払又は未収消費税等の増減額	96	1,252
その他	247	615
小計	18,309	26,649
利息及び配当金の受取額	849	801
利息の支払額	821	699
法人税等の還付額	441	-
法人税等の支払額	2,830	2,727
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,670	24,024
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	25	309
無形固定資産の取得による支出	89	15
投資有価証券の取得による支出	2,146	538
貸付けによる支出	591	1,979
貸付金の回収による収入	1,126	1,258
その他	45	142
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,771	1,727
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	142,753	78,758
短期借入金の返済による支出	106,355	117,609
長期借入れによる収入	5,150	4,891
長期借入金の返済による支出	2,162	2,272
社債の発行による収入	1,100	1,100
社債の償還による支出	882	1,082
自己株式の取得による支出	0	0
ストックオプションの行使による収入	37	23
非支配株主への配当金の支払額	46	-
配当金の支払額	563	850
その他	45	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,983	37,054
現金及び現金同等物に係る換算差額	594	104
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	15,947	14,862
現金及び現金同等物の期首残高	20,292	36,239
現金及び現金同等物の期末残高	1 36,239	1 21,377

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称 JPリースプロダクツ&サービス株式会社  
JLPS Holding Ireland Limited  
フィンスパイア株式会社  
JPO第0号株式会社  
JPO第1号株式会社  
JIA LUXEMBOURG SARL  
JPE第1号株式会社  
株式会社日本証券新聞社  
Arena Aviation Partners B.V.

当連結会計年度において、株式会社等8社を新たに設立等したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社  
JPA第6号株式会社等

(連結の範囲から除いた理由)

匿名組合事業の営業者である子会社については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目が、いずれも、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないことから、連結の範囲から除外しております。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

当該会社等の数 6社

当該会社等の名称 シースリーホールディングス株式会社  
ベターライフサポートホールディングス株式会社  
RED株式会社  
Fits横濱株式会社  
株式会社那須バイオファーム  
株式会社ニューロスカイ

(子会社としなかった理由)

当該企業の株式は、当社の一部の子会社が、投資育成や事業再生を図り、キャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 5社

主要な会社等の名称 Vallair Capital SAS  
株式会社イーテア

当連結会計年度において、株式会社1社を新たに設立等したため、持分法の適用範囲に含めておりません。

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

JPA第6号株式会社等

#### (持分法を適用しない理由)

匿名組合事業の営業者である子会社については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第10条第1項第2号により、持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第10条第2項により、子会社の損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。

なお、その他の連結子会社及び持分法適用会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

会社名	決算日
株式会社トレーデクス	9月30日 (注)1
JLPS Holding Ireland Limited その他1社	10月31日 (注)2

(注)1 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

2 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### 営業投資有価証券及びその他有価証券

###### 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

###### 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

###### たな卸資産

###### 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

###### 未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、法人税法の改正に伴い、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
その他	3～10年

###### 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

###### 長期前払費用

定額法を採用しております。

##### (3) 重要な繰延資産の処理方法

###### 社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

将来における貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に利用が見込まれる金額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法を採用しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

商品出資金の会計処理

当社連結子会社は匿名組合契約に基づく権利を引き受け、「商品出資金」として計上しております。子会社であるSPCが行うリース事業の組成時に、当社連結子会社は引き受けた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額しております。

なお、当該譲渡に対する手数料については、利息相当額であるため、「商品出資金売却益」として営業外収益に計上しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、



Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で未定であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり、現時点で未定であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 2020年3月31日  
企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、重要性の観点から、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた522百万円は、「未収消費税等」272百万円、「その他」250百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度まで「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払又は未収消費税等の増減額」は、重要性の観点から、当連結会計年度において独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた343百万円は、「未払又は未収消費税等の増減額」96百万円、及び「その他」247百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループが取り扱うオペレーティング・リース事業において、賃借人の組成ニーズが減少したことや、経済の先行きに対する不安や賃借人の信用状況への懸念等から投資家の投資判断が慎重となり出資金販売額が低調となる等、当社グループの業績及び財政状態に影響を与えました。

今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期によっては、保有資産の減損損失の判定及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは困難ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が収束し感染拡大前の状況に戻るには、今後1年ないし2年程度を要するものと仮定し、保有資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	103百万円	76百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券(株式等)	1,500百万円	1,458百万円

3 担保に供している資産及び担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券(関係会社株式)	825百万円	56百万円
その他(敷金)	10百万円	10百万円
計	835百万円	66百万円

(注) 関係会社の銀行借入金に対する保証として、関係会社株式56百万円に質権が設定されております。また、不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10百万円を法務局に供託しております。

4 保証債務

下記の関係会社の工事請負契約等に関して、次のとおり連帯債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
JPS第20号株式会社	7,969百万円	5,747百万円
南会津太陽光発電所合同会社	4,399百万円	-

5 当社及び連結子会社では、ファンド組成の運転資金等の柔軟な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約(シンジケート方式含む)を締結しております。これらの契約に基づく、当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額及び コミットメントライン契約の総額	146,725百万円	123,540百万円
借入実行残高	72,954百万円	56,087百万円
差引額	73,771百万円	67,452百万円

6 財務制限条項

当社及び連結子会社が、主要取引金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約(シンジケート方式)極度額総額74,260百万円、コミットメントライン契約極度額総額28,650百万円、当座貸越極度額総額4,000百万円及び金銭消費貸借契約総額717百万円については、当社の第2四半期決算及び各年度決算における連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前期等の基準となる決算期の75%以上に維持することや、連結損益計算書の営業損益又は経常損益を損失としないこと等を内容とする財務制限条項が付加されております。

(連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

## (連結包括利益計算書関係)

## その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	347百万円	18百万円
組替調整額	159百万円	164百万円
税効果調整前	188百万円	146百万円
税効果額	57百万円	47百万円
その他有価証券評価差額金	131百万円	98百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	23百万円	128百万円
その他の包括利益合計	107百万円	226百万円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,231,600	190,400	-	30,422,000

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 190,400株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	540,193	88	-	540,281

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 88株

## 3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	16
合計		-	-	-	-	-	16

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	282	9.5	2018年12月31日	2019年3月28日	利益剰余金
2019年7月22日 取締役会	普通株式	282	9.5	2019年6月30日	2019年9月2日	利益剰余金

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	373	12.5	2019年12月31日	2020年3月27日	利益剰余金

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	30,422,000	168,200	-	30,590,200

（変動事由の概要）

増加数の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 168,200株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	540,281	111	-	540,392

（変動事由の概要）

増加数の内容は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 111株

## 3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	15
合計		-	-	-	-	-	15

## 4 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	373	12.5	2019年12月31日	2020年3月27日	利益剰余金
2020年7月31日 取締役会	普通株式	478	16	2020年6月30日	2020年9月1日	利益剰余金

## （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	480	16	2020年12月31日	2021年3月29日	利益剰余金



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	36,239百万円	21,377百万円
現金及び現金同等物	36,239百万円	21,377百万円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳  
前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。また、デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しております。

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社グループは、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を引き受けます。当社グループは、その引き受けた権利を「商品出資金」として連結貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行います。

当該匿名組合契約に基づく権利を引き受けるための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金によるほか、当座貸越契約及びコミットメントライン契約（シンジケート方式を含む）を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。当該借入金は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。

なお、主要取引金融機関との当座貸越契約及びコミットメントライン契約等については注記事項「連結貸借対照表関係」をご参照下さい。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

商品出資金は、(1)に記載のとおりであり、主として為替の変動リスクに晒されております。

短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行うこととしているほか、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、投資先の財政状態の検証を行っており、保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

社債は、投資資金及びSPCの組成に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、管理本部における債権管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	36,239	36,239	-
(2) 売掛金	6,661	6,661	-
(3) 商品出資金	82,372	82,372	-
(4) 短期貸付金	1,244	1,244	-
(5) 立替金	6,898	6,898	-
(6) 営業投資有価証券	109	109	-
(7) 未収入金	2,680	2,680	-
(8) 投資有価証券	2,391	2,382	9
資産計	138,598	138,589	9
(1) 短期借入金	95,813	95,813	-
(2) 長期借入金(*1)	5,938	5,948	9
(3) 社債(*2)	3,288	3,310	22
負債計	105,040	105,072	32
デリバティブ取引	-	-	-

(\*1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(\*2)社債には、1年内償還予定の社債が含まれております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	21,377	21,377	-
(2) 売掛金	4,076	4,076	-
(3) 商品出資金	28,431	28,431	-
(4) 短期貸付金	1,522	1,522	-
(5) 立替金	19,769	19,769	-
(6) 営業投資有価証券	-	-	-
(7) 未収入金	2,284	2,284	-
(8) 投資有価証券	2,339	1,458	880
資産計	79,800	78,920	880
(1) 短期借入金	56,415	56,415	-
(2) 長期借入金(*1)	8,556	8,704	148
(3) 社債(*2)	3,306	3,323	17
負債計	68,278	68,443	165
デリバティブ取引	-	-	-

(\*1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(\*2)社債には、1年内償還予定の社債が含まれております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 短期貸付金、(5) 立替金、並びに(7) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (6) 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、市場性のある株式については、取引所の相場によっております。

## (8) 投資有価証券

投資有価証券のうち、市場性のある株式については、取引所の相場によっております。債券については取引先金融機関が提供する時価情報をもとにしております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

## (1) 短期借入金

短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされている借入については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (3) 社債

社債は、元利金の合計額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非上場株式等	2,948	3,479

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	36,239	-	-	-
売掛金	6,661	-	-	-
商品出資金	82,372	-	-	-
短期貸付金	1,244	-	-	-
立替金	6,898	-	-	-
未収入金	2,680	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	2,019	-
合計	136,097	-	2,019	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,377	-	-	-
売掛金	4,076	-	-	-
商品出資金	28,431	-	-	-
短期貸付金	1,522	-	-	-
立替金	19,769	-	-	-
未収入金	2,284	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	2,035	-
合計	77,461	-	2,035	-

(注4) 短期借入金、長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	95,813	-	-	-	-	-
長期借入金	2,266	1,559	1,713	279	120	-
社債	972	1,016	820	340	140	-
合計	99,052	2,575	2,533	619	260	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	56,415	-	-	-	-	-
長期借入金	2,132	2,740	986	447	313	1,936
社債	1,136	1,140	560	360	110	-
合計	59,684	3,880	1,546	807	423	1,936

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表価額 を超えるもの	(1)国債・地方債	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
時価が連結貸借対照表価額 を超えないもの	(1)国債・地方債	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	2,019	2,010	9
合計		2,019	2,010	9

当連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表価額 を超えるもの	(1)国債・地方債	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
時価が連結貸借対照表価額 を超えないもの	(1)国債・地方債	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	2,035	1,154	880
合計		2,035	1,154	880

## 2. その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式			
	営業投資有価証券に属するもの	109	29	80
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式			
	投資有価証券に属するもの	372	138	233
	株式			
	営業投資有価証券に属するもの	-	-	-
	投資有価証券に属するもの	-	-	-
	合計	482	168	313

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 2,948百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式			
	営業投資有価証券に属するもの	-	-	-
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式			
	投資有価証券に属するもの	303	138	165
	株式			
	営業投資有価証券に属するもの	-	-	-
	投資有価証券に属するもの	-	-	-
	合計	303	138	165

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 3,479百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
営業投資有価証券に属するもの			
株式	230	159	-
投資有価証券に属するもの			
株式	-	-	-
合計	230	159	-

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
営業投資有価証券に属するもの			
株式	248	59	-
投資有価証券に属するもの			
株式	-	-	-
合計	248	59	-



4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価又は実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には原則として減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価又は実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には原則として減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (2014年2月28日発行)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社子会社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,122,000株
付与日	2014年2月28日
権利確定条件	第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の状況 に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自2016年7月1日 至2023年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年5月2日付の株式分割(1株につき200株の割合)、2015年1月1日付の株式分割(1株につき5株の割合)及び2017年9月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (2014年2月28日発行)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	306,000
権利確定	-
権利行使	166,000
失効	-
未行使残	140,000

(注) 2014年5月2日付の株式分割(1株につき200株の割合)、2015年1月1日付の株式分割(1株につき5株の割合)及び2017年9月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権 (2014年2月28日発行)
権利行使価格 (円)	125
行使時平均株価 (円)	1,176.5
付与日における公正な 評価単価(円)	-

(注) 2014年5月2日付の株式分割(1株につき200株の割合)、2015年1月1日付の株式分割(1株につき5株の割合)及び2017年9月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第2回新株予約権 (2016年9月2日発行)	第3回新株予約権 (2018年3月30日発行)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社子会社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 38名	当社取締役 3名 当社子会社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 86名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 734,000株	普通株式 304,700株
付与日	2016年9月2日	2018年3月30日
権利確定条件	第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の状況 に 記載のとおりであります。	第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の状況 に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	自2018年4月1日 至2023年9月1日	自2019年4月1日 至2025年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年9月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権 (2016年9月2日発行)	第3回新株予約権 (2018年3月30日発行)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	304,700
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	304,700
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	602,000	-
権利確定	-	-
権利行使	2,200	-
失効	-	-
未行使残	599,800	-

単価情報

	第2回新株予約権 (2016年9月2日発行)	第3回新株予約権 (2018年3月30日発行)
権利行使価格 (円)	1,431	4,600
行使時平均株価 (円)	1,332	-
付与日における公正な 評価単価(円)	15	23

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金(資本剰余金)に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2019年12月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年12月31日 )
繰延税金資産		
未払事業税	143百万円	39百万円
売上高加算額	5,107百万円	1,096百万円
資産除去債務	4百万円	4百万円
売上原価否認	24百万円	24百万円
投資有価証券評価損	157百万円	157百万円
棚卸資産未実現利益	89百万円	44百万円
繰越欠損金	-	524百万円
その他	106百万円	99百万円
繰延税金資産小計	5,633百万円	1,911百万円
評価性引当額	142百万円	90百万円
繰延税金資産合計	5,491百万円	1,821百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	99百万円	49百万円
前払費用認定損	851百万円	182百万円
未成業務支出金	1,315百万円	128百万円
繰延税金負債合計	2,266百万円	361百万円
繰延税金資産の純額	3,225百万円	1,459百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 ( 2019年12月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年12月31日 )
法定実効税率	30.6%	30.6%
( 調整 )		
交際費等損金不算入額	0.3%	0.5%
評価性引当額の増減	1.2%	0.9%
持分法投資損失	0.1%	0.2%
のれん償却費	0.0%	0.0%
住民税均等割	0.2%	0.2%
税額控除	0.9%	5.1%
その他	1.9%	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2%	36.3%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、オフィスの不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、主にオペレーティング・リース事業を行う金融ソリューション事業及びメディア関連事業を営んでおりますが、金融ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは、主にオペレーティング・リース事業を行う金融ソリューション事業及びメディア関連事業を営んでおりますが、金融ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

事業部	金融ソリューション事業				メディア 関連事業	合計
細分化	オペレーティング・リース 事業	環境エネルギー 事業	パーツアウト・コンバージョン 事業	その他事業	-	-
外部顧客への 売上高	15,442	373	12	537	281	16,647

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	欧州	合計
16,635	12	16,647

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
JPP第1号株式会社	3,306	金融ソリューション事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

事業部	金融ソリューション事業				メディア 関連事業	合計
細分化	オペレーティ ング・リース 事業	環境エネル ギー事業	パーツアウ ト・コンバー ジョン事業	その他事業	-	-
外部顧客へ の売上高	16,561	414	177	341	212	17,707

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	欧州	合計
17,529	177	17,707

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	欧州	合計
294	63	357

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
JPP第1号株式会社	4,394	金融ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。



## 【関連当事者情報】

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JPS第20号 株式会社	東京都 中央区	0	環境エネル ギー事業	(所有) 間接 100.0	設備取得資 金の立替	設備取得資金の 立替 1	149	立替金	1,302
							連帯債務保 証 2	7,969	-	-
子会社	南会津太陽光 発電所合同会社	東京都 中央区	0	環境エネル ギー事業	(所有) 直接 100.0	設備取得資 金の立替	設備取得資金の 立替 1	36	立替金	1,552
							連帯債務保 証 2	4,399	-	-
子会社	JPS第31号 株式会社	東京都 中央区	0	環境エネル ギー事業	(所有) 間接 100.0	設備取得資 金の立替	設備取得資金の 立替 1	886	立替金	886

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱の対象となる環境エネルギー事業を行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当該事業のためのEPC（エンジニアリング・調達・建設）契約をはじめとする各種プロジェクト契約に基づき、実際に発生した費用を立替金として求償しています。
2. 非連結子会社の信用を補完する目的で工事請負契約等の連帯債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
3. 表中の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JPS第20号 株式会社	東京都 中央区	0	環境エネル ギー事業	(所有) 間接 100.0	設備取得資 金の立替	設備取得資金 の立替 1	230	立替金	1,072
							連帯債務保 証 2	5,747	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱の対象となる環境エネルギー事業を行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当該事業のためのEPC（エンジニアリング・調達・建設）契約をはじめとする各種プロジェクト契約に基づき、実際に発生した費用を立替金として求償しています。
2. 非連結子会社の信用を補完する目的で工事請負契約等の連帯債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
3. 表中の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

## 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JPP第1号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	業務受託報酬の 受取 1	3,306	前受収益	4,074
子会社	JPA第141号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	営業取引代金立 替金 2	-	立替金	1,622
							業務受託報酬の 受取 1	-	前受収益	992
関連会社	Vallair Capital SAS	フランス 共和国	101,570 ユーロ	パーツアウ ト・コンパー ジョン事業	(所有) 間接 40%	営業取引、 役員の兼任	営業取引代金の 受取 3	121	未収入金	150
									売掛金	3,487

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社グループが行う匿名組合契約に基づく権利の売買の対象となるオペレーティング・リース事業を行っています。取引条件は、当該事業のための案件組成費用等、市場実勢を参考に勘案し、両社協議の上で、決定しております。
2. 組成代金の支払及び営業取引に係る売買代金について、債権残高を記載しております。
3. 営業取引に係る売買代金について、取引金額及び債権残高を記載しております。
4. 表中の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JPP第1号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	業務受託報酬の 受取 1	4,394	-	-
子会社	JPA第47号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	組成代金の支 払 2	-	前渡金	2,653
子会社	JPA第60号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	営業取引代金の 支払 3	1,283	-	-
子会社	JPA第98号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	組成代金の支 払 2	-	前渡金	2,581
子会社	JPA第99号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	組成代金の支 払 2	-	前渡金	1,988
子会社	JPA第131号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	組成代金の支 払 2	-	前渡金	2,723
子会社	JPA第167号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	営業取引代金立 替金 2	110	立替金	5,181
子会社	JPA第168号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	営業取引代金立 替金 2	110	立替金	5,181
子会社	JPA第196号 株式会社	東京都 千代田区	0	オペレーティ ング・リース 事業	(所有) 間接 100%	営業取引、 役員の兼任	営業取引代金立 替金 2	27	立替金	4,686
関連会社	Vallair Capital SAS	フランス 共和国	101,570 ユーロ	パーツアウ ト・コンバー ジョン事業	(所有) 間接 40%	営業取引、 役員の兼任	営業取引代金の 受取 3	106	未収入金	245
									売掛金	1,367

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社グループが行う匿名組合契約に基づく権利の売買の対象となるオペレーティング・リース事業を行っています。取引条件は、当該事業のための案件組成費用等、市場実勢を参考に勘案し、両社協議の上で、決定しております。
2. 組成代金の支払及び、営業取引に係る売買代金について手数料収入及び債権残高を記載しております。
3. 営業取引に係る売買代金について、取引金額及び債権残高を記載しております。
4. 表中の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に対する注記

## (1) 親会社情報

該当事項はありません。

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	1,208.99円	1,294.62円
1株当たり当期純利益金額	153.11円	128.13円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	150.19円	127.05円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	4,555	3,831
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	4,555	3,831
期中平均株式数(株)	29,754,284	29,906,246
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	599,802	252,624
(うち新株予約権(株))	(599,802)	(252,624)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権(新株予約権の数3,047個(普通株式304,700株))	第2回新株予約権(新株予約権の数2,999個(普通株式599,800株)) 第3回新株予約権(新株予約権の数3,047個(普通株式304,700株))

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
		西暦年月日					西暦年月日
(株)ジャパンイン ベストメントア ドバイザー	第2回無担保社債 (注)1	2017.11.30	780 (260)	520 (260)	0.24	なし	2022.11.30
(株)ジャパンイン ベストメントア ドバイザー	第4回無担保社債 (注)1	2019.3.11	630 (140)	490 (140)	0.12	なし	2024.3.11
(株)ジャパンイン ベストメントア ドバイザー	第5回無担保社債 (注)1	2019.11.29	300 (60)	240 (60)	0.025	なし	2024.11.29
(株)ジャパンイン ベストメントア ドバイザー	第6回無担保社債 (注)1	2020.1.28	-	450 (100)	0.16	なし	2025.1.28
JPリースプロダ クツ&サービシ イズ(株)	第2回無担保社債 (注)1	2017.11.30	300 (100)	200 (100)	0.21	なし	2022.11.30
JPリースプロダ クツ&サービシ イズ(株)	第3回無担保社債 (注)1	2018.2.13	700 (200)	500 (200)	0.21	なし	2023.2.13
JPリースプロダ クツ&サービシ イズ(株)	第7回無担保社債 (注)1	2020.1.27	-	270 (60)	0.13	なし	2025.1.27
JPリースプロダ クツ&サービシ イズ(株)	第8回無担保社債 (注)1	2020.3.30	-	270 (60)	0.019	なし	2025.3.30
(株)ジャパンイン ベストメントア ドバイザー	その他の社債	-	120 (70)	50 (20)	-	なし	-
JPリースプロダ クツ&サービシ イズ(株)	その他の社債	-	458 (142)	316 (136)	-	なし	-
合計	-	-	3,288 (972)	3,306 (1,136)	-	-	-

(注)1.( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,136	1,140	560	360	110

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	95,813	56,415	1.03	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,266	2,132	0.95	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,671	6,424	0.95	2022年～2034年
合計	101,752	64,972	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,740	986	447	313

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	7,380	10,544	14,114	17,707
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	2,867	3,979	4,613	6,064
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	2,023	2,712	3,080	3,831
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	67.71	90.77	103.03	128.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	67.71	23.06	12.30	25.06

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,310	13,517
売掛金	1,125	1,173
商品	935	4,253
前払費用	44	55
前渡金	1,377	-
立替金	1,526	1,299
関係会社短期貸付金	21,900	28,091
未収入金	1,374	1,338
その他	50	49
流動資産合計	47,751	52,924
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	44	124
工具、器具及び備品(純額)	29	49
土地	39	108
有形固定資産合計	112	281
無形固定資産		
ソフトウェア	88	94
無形固定資産合計	88	94
投資その他の資産		
関係会社株式	3,084	3,123
投資有価証券	372	627
関係会社長期貸付金	1,168	2,612
敷金	2,244	2,300
繰延税金資産	979	246
その他	23	24
貸倒引当金	18	49
投資その他の資産合計	5,854	6,885
固定資産合計	6,056	7,262
繰延資産		
社債発行費	44	46
繰延資産合計	44	46
資産合計	53,852	60,232



(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	11,267	13,935
1年内返済予定の長期借入金	1,648	1,686
1年内償還予定の社債	530	580
未払費用	63	82
未払法人税等	884	-
前受収益	1,681	374
株主優待引当金	67	130
未払金	118	1,857
その他	129	36
流動負債合計	16,290	17,683
固定負債		
長期借入金	3,054	6,252
社債	1,300	1,170
その他	9	3
固定負債合計	4,363	7,425
負債合計	20,653	25,109
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,658	11,670
資本剰余金		
資本準備金	11,600	11,612
資本剰余金合計	11,600	11,612
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,232	13,180
利益剰余金合計	11,232	13,180
自己株式	1,470	1,470
株主資本合計	33,020	34,992
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	161	114
評価・換算差額等合計	161	114
新株予約権	16	15
純資産合計	33,198	35,123
負債純資産合計	53,852	60,232

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	4,839	5,442
売上原価	36	209
売上総利益	4,803	5,232
販売費及び一般管理費		
役員報酬	178	181
給料及び手当	853	998
賞与	247	292
法定福利費	158	193
支払報酬	72	65
地代家賃	181	212
減価償却費	50	86
その他	510	632
販売費及び一般管理費合計	2,253	2,662
営業利益	2,549	2,570
営業外収益		
受取利息	654	543
受取配当金	3,000	1,500
受取手数料	48	31
その他	5	2
営業外収益合計	3,709	2,078
営業外費用		
支払利息	229	165
社債利息	3	3
社債発行費償却	12	15
支払手数料	68	127
為替差損	98	428
その他	14	13
営業外費用合計	428	753
経常利益	5,830	3,895
特別損失		
関係会社株式評価損	24	-
特別損失合計	24	-
税引前当期純利益	5,805	3,895
法人税、住民税及び事業税	1,508	340
法人税等調整額	520	754
法人税等合計	987	1,095
当期純利益	4,817	2,800

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
経費		36	100.0	209	100.0
売上原価		36		209	

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	11,639	11,581	11,581	6,979	6,979	1,470	28,730
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	18	18	18				37
剰余金の配当				565	565		565
当期純利益				4,817	4,817		4,817
自己株式の取得						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	18	18	18	4,252	4,252	0	4,290
当期末残高	11,658	11,600	11,600	11,232	11,232	1,470	33,020

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	22	22	16	28,768
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				37
剰余金の配当				565
当期純利益				4,817
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	139	139	0	139
当期変動額合計	139	139	0	4,429
当期末残高	161	161	16	33,198

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	11,658	11,600	11,600	11,232	11,232	1,470	33,020
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	11	11	11				23
剰余金の配当				852	852		852
当期純利益				2,800	2,800		2,800
自己株式の取得						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	11	11	11	1,948	1,948	0	1,971
当期末残高	11,670	11,612	11,612	13,180	13,180	1,470	34,992

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	161	161	16	33,198
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				23
剰余金の配当				852
当期純利益				2,800
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47	47	0	47
当期変動額合計	47	47	0	1,924
当期末残高	114	114	15	35,123

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。法人税法の改正に伴い、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

将来における貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に利用が見込まれる金額を計上しております。

6. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

## 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### (表示方法の変更)

#### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」は、重要性の観点から、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

### (追加情報)

#### (従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

#### 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金(資本剰余金)に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

### (新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社の子会社が取り扱うオペレーティング・リース事業において、賃借人の組成ニーズが減少したことや、経済の先行きに対する不安や賃借人の信用状況への懸念等から投資家の投資判断が慎重となり出資金販売額が低調となる等、当社の業績及び財政状態に影響を与えました。

今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期によっては、保有資産の減損損失の判定及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは困難であります。新型コロナウイルス感染症の影響が収束し感染拡大前の状況に戻るには、今後1年ないし2年程度を要するものと仮定し、保有資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	10,131百万円	5,751百万円
短期金銭債務	0百万円	845百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
敷金	10百万円	10百万円

(注)不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10百万円を法務局に供託しております。

3 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社	81,289百万円	35,521百万円

また、当社は関係会社の工事請負契約等に関して、次のとおり連帯債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
JPS第20号株式会社	7,969百万円	5,747百万円
南会津太陽光発電所合同会社	4,399百万円	-百万円

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約(シンジケート方式含む)を締結しております。事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	15,330百万円	13,630百万円
借入実行残高	9,530百万円	13,606百万円
差引額	5,800百万円	23百万円



## (損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,816百万円	5,412百万円
販売費及び一般管理費	34百万円	43百万円
営業取引以外の取引高		
受取利息	653百万円	542百万円
受取配当金	3,000百万円	1,500百万円

## (有価証券関係)

前事業年度(2019年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式3,047百万円、関連会社株式37百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式3,086百万円、関連会社株式37百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	73百万円	6百万円
売上高加算額	851百万円	182百万円
投資有価証券評価損	114百万円	114百万円
関係会社株式評価損	43百万円	43百万円
減価償却超過額	5百万円	-百万円
資産除去債務	4百万円	4百万円
その他	30百万円	49百万円
繰延税金資産小計	1,122百万円	387百万円
評価性引当額	71百万円	90百万円
繰延税金資産合計	1,051百万円	296百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	71百万円	50百万円
繰延税金負債合計	71百万円	50百万円
繰延税金資産の純額	979百万円	246百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等損金不算入額	0.3%	0.7%
受取配当金益金不算入	15.8%	11.8%
住民税均等割等	0.2%	0.3%
評価性引当額の増減	0.3%	0.5%
税額控除	1.1%	7.9%
その他	0.3%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0%	28.1%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区 分	資産の種類	当期首 残 高 (百万円)	当 期 増加額 (百万円)	当 期 減少額 (百万円)	当 期 償却額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形 固定資産	建物	77	121	70	36	128	3
	工具、器具及び備品	67	37	0	18	104	55
	土地	39	69	-	-	108	-
	計	184	228	71	55	341	59
無形 固定資産	ソフトウェア	93	107	92	9	108	13

(注)当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	18	31	-	49
株主優待引当金	67	130	67	130

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を掲載することができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL <a href="https://www.jia-ltd.com">https://www.jia-ltd.com</a>
株主に対する特典	毎年12月末の当社株主名簿に記載又は記録された株主様を対象として、以下の基準に従って進呈する。 継続保有期間1年未満 100株以上2,000株未満 クオカード 1,000円 及び日本証券新聞デジタル版3か月購読券 2,000株以上 クオカード 3,000円 及び日本証券新聞デジタル版6か月購読券 継続保有期間1年以上2年未満 100株以上2,000株未満 クオカード 3,000円 及び日本証券新聞デジタル版6か月購読券 2,000株以上 クオカード 5,000円 及び日本証券新聞デジタル版12か月購読券 継続保有期間2年以上 100株以上2,000株未満 クオカード 5,000円 及び日本証券新聞デジタル版6か月購読券 2,000株以上 クオカード10,000円 及び日本証券新聞デジタル版12か月購読券
株式継続保有期間の定義	継続保有期間とは、当社株式を上記の基準株式数に応じて保有していただいた継続期間のことで、株主名簿に記載又は記録された日から各基準日（毎年12月31日）までの継続して保有した期間をいいます。 「1年以上2年未満」の継続保有期間の確認は、12月31日、6月30日時点の株主名簿に同一の株主番号で、連続して3回記載又は記録された株主様とさせていただきます。 同様に「2年以上」とは、5回以上連続で記載又は記録された株主様とさせていただきます。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第14期）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）2020年3月27日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2020年3月27日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第15期第1四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月8日関東財務局長に提出。  
（第15期第2四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日関東財務局長に提出。  
（第15期第3四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
2020年3月27日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月29日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーが2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



独立監査人の監査報告書

2021年3月29日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 寛 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河島 啓太 印  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2020年1月1日から2020年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。